

三春町告示第80号

平成22年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年11月29日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 日 時 | 平成22年12月9日(木) 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成22年12月9日、三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
7番 三瓶 正栄	8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿
10番 渡辺 渡	11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫
13番 佐藤 一八	14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男
16番 本多 一安		

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第74号 三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 平成22年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第77号 平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号 平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

平成22年12月9日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
7番 三瓶 正栄	8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿
10番 渡辺 渡	11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫
13番 佐藤 一人	14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼 一男
16番 本多 一安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長兼 建設課長事務取扱	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤 浩之	産業課長	新野 徳秋
会計管理者兼 会計室長	吉田 功	企業局長	橋本 良孝

教育委員会委員長	武地 優子	教育 長	橋本 弘
教育次長兼教育課 長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年12月9日（木曜日） 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

第 6 議案の質疑

第 7 議案の委員会付託

第 8 陳情事件の委員会付託

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。ただいまより、平成22年三春町議会12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、14番渡邊勝雄君、15番柳沼一男君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月15日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月15日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より、平成22年度第6回、7回、8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

定期監査の結果について、監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第74号 三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について」から「議案第79号 平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」までの6議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長!

○町長 改めておはようございます。12月定例会ご苦労様でございます。12月も半ばを迎えるわけですが、毎年この時期になりますと時の流れの速さを痛感いたします。本定例会の議案は6件ありますが、議案第74号、75号は条例の一部改正、76号から79号までの4件は補正予算、計6議案であります。本定例会、短い日程ではありますけれど

も精力的に審査をしていただき、全議案可決していただきますようお願いを申し上げて、簡単ですが挨拶にいたします。

……………・議案の質疑……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第74号から議案第79号までの提案理由の説明に対する質疑であります。議案第74号「三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第75号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第76号「平成22年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第77号「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第78号「平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出及び資本的収入支出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

……………・議案の委員会付託……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第74号から議案第79号まで」は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… ● ● 陳情事件の委員会付託 ● ● ……………

○議長 日程 8 により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… ● ● 散 会 宣 言 ● ● ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会をいたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午前 10 時 7 分)

平成22年12月10日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
7番 三瓶 正栄	8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿
10番 渡辺 渡	11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫
13番 佐藤 一八	14番 渡邊 勝雄	15番 柳沼 一男
16番 本多 一安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長兼 建設課長事務取扱	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤浩 之	産業課長	新野 徳秋
会計管理者兼 会計室長	吉田 功	企業局長	橋本 良孝

教育委員会委員長	武地 優子	教育 長	橋本 弘
教育次長兼教育課 長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年12月10日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。傍聴者の皆様方、大変お寒い中、大変ご苦労様でございます。

今日は中妻小学校6年生の皆さん方がお出でになっておられますが、前もって申し上げておきますけれども11時に退席をしたいという申し出がございますので、その折には暫時休憩をしてこの一般質問の会議を進めてまいりたいと、こういうふうに思いますので予め申し添えておきたいと思います。

それでは、だいまより本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

12番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 議長の許しを得ましたので先に通告しておきました、来年の滝桜観光の対応と通年型観光への取り組みについて、そして次に出向研修後の人材活用と職員育成人事の2点について質問いたします。

滝桜や通年型観光に関しての一般質問は、私の手元にある平成16年からの議会報みはるを見ますと25件以上になっております。即ち年間平均4件近くの質問になっており、我が三春町は観光とは切っても切れない関係にあるわけで、私も今年の議会では毎回質問しております。今回はこれで4回目となりますので前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

さて、今年の春は訪れも遅く滝桜は二、三分咲きで雪が降り、更に満開になってからも雪が降ったため開花期間も非常に長くなり、それに伴いまして観桜料の収入が7千万円近くになる大きな成果があった反面、また、多くの反省点や改善点もあった気がいたします。同時に通年型観光の取り組みには、まだまだ多くの課題があると考えております。始めに今年から観桜料なる名称で大人1人300円を徴収いたしましたが、「高すぎるのではないか」とか「まだ花が咲いていないつぼみの状態で観桜料を取るのをおかしいのではないか」などの声も聞かれました。対応期間は満開の状態で終了しましたので、もっと延長し、対応期間を柔軟に変更することができなかったのか。来年に向けて大きな課題が残されたと思います。そして、観桜料徴収期間が終わった満開の状態でトイレや売店、そして滝桜前の記念撮影台の撤収。更に大勢のお客さんの前でのトイレのバキュームカーでの汲み取り等、多くの反省点があった気がいたします。これらの改善を含めまして来年の滝桜観光はどのような対応をするのかお伺いいたします。

2番目に長年の懸案であります滝桜をゆっくり眺めながら食事が提供できる施設は、その後どのような検討がなされたのか。具体化の見通しがあるのかも伺います。

3番目に先の9月議会で通年型観光振興の具体的な計画案が、まだ「まとまっていない」と産業課長の答弁がございました。それでは「プロジェクトチームを作っては」と私は提案いたしましたら、「現在、観光まちづくり連絡会設置して検討している」との答弁でございました。今年はどうのようなメンバーでどのような会合を持ったのか、その内容を具体的にお聞かせ願いたいと思います。そして、町として来年の通年型観光の取り組みについても具体的な計画をお伺いいたします。

4番目に昭和60年代の撮影ですが、歴史と文化のまち三春を紹介するDVDが以前は歴史民俗資料館で千円で発売されておりました。今回もここに持って来ております。四分の一

世紀前の映像なのでとても最近のテレビでは画質が悪すぎて、町中の様子もすっかり変わっておりますので、新たに作り直して三春の歴史や文化をPRするためのDVDを作製することを以前から提案しております。9月議会では観光協会で「検討中」との答弁がございましたので、その具体的内容や日程、そして完成予定日、そしてどのような販売方法をとるのか等をお伺いいたします。

5番目に平成18年4月に作曲家で有名な弦哲也氏とその歌手、美桜かな子さんに三春滝桜観光大使をお願いしております。これは前年の平成17年が弦哲也氏ご自信の音楽生活40周年、そして地元でのテレビ局でのカラオケ番組を担当して20周年を記念して、「滝桜千年の恋」というまさに地元のご当地ソングが生まれたものでございます。歌を通して、三春や滝桜を全国に広めてもらうために作曲家とその歌手に観光大使を委嘱したものです。この2人に対して来年はどのような活躍をお願いする予定があるのかお伺いいたします。逆にお2人から要望等を聞く機会をつくるべきではないかと考えておりますので、以上についてご答弁お願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。

毎年の滝桜観光対策につきましては、多くのご意見、ご批判をいただいております。それらに対し、毎年観光客の皆様が滝桜を楽しんでいただくために、さまざまな改善を行っていることも事実でございます。

1点目の平成23年の滝桜観光の対策につきましては、現在、町と観光協会におきまして対策内容の協議を行っているところであり、来年1月頃には観光まちづくり連絡会等を開催しまして、関係者の皆様のご意見を頂き、また、議員の皆様のご意見もいただきながら、方針を決定してまいりたいと考えております。平成22年の滝桜観光につきましては、天候に大変大きく左右された年でございます。その教訓を来年度に活かしまして、改善を図ってまいりたいと考えております。対策期間の設定につきましても、柔軟な対応をしてまいりたい、このように考えております。

2点目、滝桜をゆっくり観賞したいとの思いは、観光客のみなさんがそれぞれに持つておられることと承知しております。食事に関しましても現在の売店だけでは必ずしも十分ではないというふうに考えております。滝桜周辺の土地利用を勘案し、地元や関係者との協議を一つ一つ踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

3点目、観光まちづくり連絡会、これは田村警察署、三春ダム管理所、福島県の各関係部局、東日本高速道路、JR東日本などのほか、町内の各関係団体、これらの皆様方で構成をいただいております。毎年会議を開催し、観光についてのご意見、ご協議を頂いております。また、昨年度は、滝桜観桜料の制定に伴いまして、専門委員会を設置し、検討をお願いしてまいりました。通年型の具体的な計画につきましては、現在のところその素案の作成に向けて準備を進めておるところでございます。観光協会をはじめ、関係者との意見交換を重ねながら、また必要に応じて、観光まちづくり連絡会に専門委員会等を設け、検討してまいりたいと考えております。通年型観光につきましては、じっくりと腰を据えた、息の長い取り組みが肝要と考えておりますので、皆様のご意見、ご提案をよろしくお願い申し上げたいと思います。

4点目、平成21年度において町の歴史と文化を紹介した観光PR用のDVDを観光協会が作成をいたしております。ただ、このDVDはデモンストレーション用ということでござ

います。情報の発信、大変これは重要なことですので、今後はこのDVDをベースに取り組みをさらに進め、検討してまいりたいと考えております。

5点目、平成18年に観光協会が、作曲家の弦哲也さんと歌手の美桜かな子さんのお2人に、滝桜観光大使をお願いしております。その後、美桜かな子さんにつきましては、町内の各イベント等々にご参加をいただき、町のPR活動の一翼を担っていただいております。今後とも、お二方にはそれぞれの得意分野、歌の部分で三春町のPRをぜひ継続して行っていただければ大変ありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 只今のご答弁です。来年の滝桜の対応については1月に関係者で対策をねるというお話でした。確かにもう12月ですから当然来年にはなるとは思いますけれども、確かちょっと記憶が定かでないけれども、平成12年だか3年に4月8日に滝桜が満開になってしまったこともございますよね、そういう場合もですね、想定してですねやはり柔軟な対応ができるようにぜひお願いしたいと思っております。天候はですね、まさに自然が相手なので大変難しい問題があると思っておりますけれども、そこいら辺を含めてですね、柔軟な対応を検討していただきたいと思っております。それからこれはですね、観光に携わった方からも時々耳にするんですけれども、料金を販売する人とかチケットを切ったり扱ったりする人とか交通整理員の方とかですね、そういう方に観光客から滝桜以外のちょっと名物の桜がいっぱいあるわけなんですけれども、そういう場所をよく聞かれる。けれどもそういう人達はもう分からないから「どこそこ行って聞いてください」という対応が非常に多いそうなんです。従いましてですね、そういう滝桜観光に携わる全ての人に対してですね、その他の桜の情報とか、まち中観光とかもですね、基本的な研修をですね、ぜひ前もってしていただければと思っております。そうするとやはりいつも言う、お客様に対するもてなしの心が十分発揮できるのではないかなと思っております。そしてもう一つですね、これはまち中というか観光客から聞きますけれども「三春の名物は何ですか」ということも聞かれます。三春にはですね、いろいろな和菓子もございまして三角油揚げもございまして、それから素麺もございまして。それから地元でもお味噌を作ったり、地元自身で作っている産物がいっぱいあると思うんですよ、そういうこともですね、考え合わせてですね、三春をもっともっとPRしていただきたいなと思っております。来年の滝桜観光についてですね、更なる改善をお願いしたいと思っております。

それから2番目のですね、食事の件ですけれども、今のお話でも検討はされているようなんですけれども、もう少し具体的なですね、検討をいつまでするんだということをですね、毎年同じ様な答えではないかと、失礼ですけども思っておりますので、やはり観光には食べ物が付きものだと思うんですよ。やはり桜をゆっくり眺めながら食事をしたいというのは観光客の切なる願いだと思いますので、簡便な場所でもよいですから具体化できるものは早く具体化していただきたい。例えば弁当ひとつ広げる場所でも造っていただければと思っておりますので、あまり難しく考えずにですね、少しでも改善していただきたいと思います。

それから3番目の通年型観光でございまして、先ほどのお話ではなかなか確かにこの難しい問題があるのは承知しております。質問の始めにですね、16年から議会報を見ると25件以上の質問があるということをお知らせしましたが、今回それをパソコン上で並べ

て一目で見るようにしてみました。その結果、新しい提案に対してですね、「検討します」「努めます」「何々したい」と言う文言が非常に多くてですね、「何々します」と言う答弁が極めて少ない感じがします。今の産業課長ですね、ご答弁もほとんど前者のパターンではなかったかなと思いますのでですね。ちょっとついでと言っちゃ何ですけども、平成17年に9月の議会です、現在の10番議員が観光立町を目指した町長の最初の任期半ばです、
「観光立町を目指すということは諸問題についてどういう方策があるか」という質問をしております。その時の町長の答弁で「祭りやイベント等で三春町全体を知ってもらう。今ある観光資源を再認識してもらう工夫をする。城下町としての風情、裏道、神社仏閣等を大切に。観光協会を中心に勉強会を立ち上げ町も参画しながら幅広い議論を図りアクションプログラムをまとめた」という答弁を頂いております。私事になりますが、平成16年に思いもよらず児童館の館長を拝命した時に感じたことですが、滝桜のシーズンが終えると町中が本当に寂しくなってしまった感じがございます。しかし、最近ですね、三春めぐりという地図を見ながら結構歩いている人がシーズンオフでも多くなったと感じがします。ということは、少しずつですけども通年型観光が広まっているのは、これは良いことだと私も思っております。しかし、それを更に押し進めるためですね、アクションプログラムがいまだにまとまっていないというのがですね、残念な気がしますので、是非この通年型観光の取り組みをですね、来年は是非お願いしたいと思っております。先の9月議会です、私の質問終了後、町長自らがですね、観光に関して「春はPRしなくても30万人の方々に来てくれるので春の観光は完成している」とのご意見でした。通年型観光に関しては「町民の観光に対する理解、それから町民のもてなしの心が大切だ」ということを熱く語っていただきました。つい数日前にですね、観光ボランティアガイドの方々を作成しました三春の歴史が大変よく理解できる紙芝居を拝見する機会がございました。大変すばらしいものでございました。このお手伝いには8番議員の山・夫議員もですね手伝っていただきました。ありがとうございました。このようにですね、観光に関して建設的な意見を持っている方、グループ、非常に多くいらっしゃるんですね。ですから従来の組織にとらわれることなくですね、このようなメンバーを含めたプロジェクトチームを立ち上げて通年型観光のですね、アクションプログラムをまとめることをですね、産業課で担っていただきたいと思っております。

4番目ですねDVDの件ですけども、産業課長このDVDを、産業課長、このDVDを全部ご覧になったことございますか。多分このDVDは非常に見た方が少ないと思っております。でもこれを見ますとですね、三春の歴史と文化というものが非常に余すことなく紹介されている非常にすばらしいビデオではないかと思っております。今、産業課長がお答えになった21年度に作ったというDVDはですね、三春の四季とって本当にデモンストレーションだけのビデオで個人に販売したり広く三春を知ってもらうDVDではございませんと思っております。従いましてですね、このDVDを皆さん見て頂いてですね、これをどういうふう新しいバージョンにするかということですね、早急に検討していただきたいと思っております。観桜料等でですね、観光振興のために一千万以上の基金が積み立てられていると聞いておりますので、是非このDVDを作製してですね、桜の時期それから通年販売をして、そして例えばまほらのショーウィンドーで常時流すと、あるいは滝桜の近くに人が近づいたら自動的に絵が出るとそんな装置はいま簡単にできますのでそういう工夫もしていただきたいと思っております。

それから、滝桜観光大使のですね、いまおっしゃったようにですね、歌手の方にはこの3

年間、新野産業課長もご自身が出ておられるのですよね、ご存知のとおりジョイントコンサート等、実行委員会が主体でやっておったりいろんなことで活躍しておりますけども、作曲家の弦先生にはですねこの5年間、町から何も声を掛けていないと思います。まったく声を掛けていないのが事実でございます。それはですね、やはり先生に対して礼を失しているという気もいたしますので観光協会を通してですね、何か弦先生をお招きしてもですね、催しを検討していただきたいと思いますのでこの検討も合わせてお願いいたします。そして、今の私の質問の答弁でございませんでしたけどもやはり観光大使はこういうことをしたいと希望を持っていると思うんです。歌手の方はですね、是非滝桜の前で1回自分の三春の曲を歌わせて欲しいということもおっしゃっております。ですから、やはり観光大使をお願いしたのであればですね、向こうから希望を聞く機会を是非つくってもらいたいと思いますので、これに関して産業課長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 まず1番目のですね、柔軟な対応をとというようなことでございます。先ほども答弁の中で申し上げましたが、天候に左右されました今年の反省を踏まえまして対策期間等々についての柔軟な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。また、滝桜以外の桜あるいは滝桜以外の観光地等についてのご質問。当然こちらにつきましても実際に携わっていただきます皆様方とのコミュニケーションといいますか事前研修、こういったものも十分に進めて行きたいというふうに考えております。それから三春町の名物というお話も頂きました。確かに三春町の名物というのも中々こういった物というのがないというようなご指摘でございますが、現在、商工会等々でも様々な名物作りのきっかけということで動きをしておるといようなお話も伺っております。そういった新しい動きもですね、町としても十分支援をしてまいりたいというふうに考えております。

2つ目でございます。滝桜の周辺での食事の件でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが滝桜の周辺ご承知のとおり30万位の方がお出でになります。従いましてあの木の周辺の土地利用といいますか、どういう場所でどういう事ができるのか。それから、当然これまで売店を運営してこられた皆様方のご協議、あるいは地元の皆様方のご協議こういったものをですね、一つひとつ丁寧に積み重ねながら出来るものは少しでも早く出来る様な形で進めてまいりたいと考えております。

3点目でございますが、滝桜あるいは通年型観光についてのいわゆるアクションプログラムと言いますかそういったものを早急にとのご質問でございます。先ほど来の繰り返しになってしまいますが、三春町の観光、通年型観光とはかくあるべきだということをやはりきちっと腰を据えて検討していく必要があるんだろうと思っております。確かに時間が掛かるといものもございしますが、その中で出来るものは少しでも早く実施に移してまいりたいと考えておりますし、また、新しい様々な要素も出てまいるかと思えます。そういったものも含めまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。更に観光まちづくり連絡会、こういった組織も十分に活用をしてまいりたいと考えております。先ほど来の答弁の繰り返しになりますが専門委員会を立ち上げた実績もございします。この中には先ほどの観光ボランティアガイドの会の皆様にも参加いただいた経緯もございします。そういったことも勘案しながら今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目でございます。歴史民俗資料館で作製しましたDVD、私も実は全ては見えておりません。一部分しか見てございません。昭和60年度の作製ということでございます。大変すばらしい内容ということでございますので、是非全て見て確認をしたいと思っております。情報の提供、先ほどの繰り返しになりますが大変重要でございます。こういった映像を参考にしながら新しい情報発信のツール、こういったものを是非検討してまいりたいと考えております。

最後に5点目でございますが、滝桜観光大使の皆様方へのご要望をお伺いというようなことでございます。具体的な取り組みについては今後、観光協会の方と十分に検討を重ねまして今ほどお申出のあったことも含めて十分に検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 制限時間が迫っておりますので簡単に申し上げますけども、今までのご答弁の最後にですね、皆様から議員から、もちろん町民のですね、提言やご意見を頂きたいということを何回もそういう答弁を頂いております。そのためにですね、私もいろんな提言をしておりますけども中々具体化していないというのが実態ではないのかなと思います。いつだかの議会で私は町長にですね、民間の経営感覚はどういうものですかという事に対して「コスト、スピード、サービス精神の感覚を持って仕事にあたる」ということのご答弁を頂いております。まさにその通りだと思います。従いましてですね、スピード感覚を持ってですね、これからの仕事をやっていただきたいと思います。観光に関してはまさにですね、一朝一夕にはできないというこは分かっておりますけども、それでも諦めずに粘り強くやるということが必要だと思いますので、今までのですね、経緯に捉われずにですね、通年型観光を推進するためのですね、プロジェクトチームを是非立ち上げていただきたいということをですね、お願いしたいと思います。これはですね、今の観光まちづくり連絡会というのはやはり相当偉い方の組織の集まりではないかなと、非常にたくさんの組織の集まりではないかと思っております。町民の中にはいろんな意見を持っている方がいらっしゃるんですね、そういう方も入れてですね、そういうプロジェクトチームを立ち上げていただくことをお願いいたします。これがまさに町と町民、要するにいつも言う協働のまちづくりではないかと思っておりますので、最後にそのプロジェクトチームについてお考えを産業課長よりお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 プロジェクトチームについてのご質問でございますが、先ほど来ご答弁申し上げましたが、滝桜の観桜料の制定の際にも観光まちづくり連絡会の中に専門委員会を立ち上げご検討をお願いいたしました。その中には町民各層の方々あるいは各種団体の皆様方にもお入りを頂きまして様々なご意見を頂いたところでございます。通年型観光についてのプロジェクトということでございますので、こういった前例といいますかそういう経験を活かしまして、今後取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 第2の質問を許します。

○12番(小林鶴夫君) 2番目の質問は、出向研修後の人材活用と職員育成の人事について

でございます。町の職員をですね、県や国の機関に出向させて幅広く研修してですね、レベルアップするということは本人にとっても町にとっても大変有意義なことであると私も考えております。出向することはですね、それだけではなくて幅広い人脈を得ることもできます。人脈がすぐに役立つなくてもですね、長い目で見ると仕事を進める上で素晴らしい力になっていくということはですね、何物にもですね代えがたいものであるということも私も経験しております。

始めに過去10年間で何人の職員が国や県に出向したのでしょうか。どのような部門の職種を研修したのでしょうか。そして、その期間はどれくらいであったのかお伺いいたします。

2番目に町に戻ってからすぐ研修先と同様の職種に就いた職員は何人くらいいらしたのか教えて下さい。

3番目。今後どのような部署に出向研修させる予定があるのか。町としてどのように活躍して欲しいのか。それらの方針についてもお伺いいたします。

項目は次に移りますが、町民からですね職員の異動に関していろいろな意見が聞かれます。確かにですね1年くらいで次の部署に移ってしまうということは決してまれな事ではございません。いろいろな職種を幅広く経験させてですね、幅広い人材、ゼネラリストに育てることも大切ですが、一方ですね、これから地方分権が進むことが予想されます。今後は専門職、即ちスペシャリストの育成もですね、重要なことと考えますのでこれからの職員人事の育成方針についてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第2の質問にお答えいたします。

まず、出向研修した人数についてであります。平成12年度から現在まで、国と県の機関に9人の職員を派遣しております。職種については、地域振興、介護保険、農林、土木、環境、下水道等の町の主要施策に関わる部署に派遣しており、その派遣期間は概ね2年間ずつであります。

次に、国や県での専門的な実務に携わった経験を町での職務に活かすため、研修派遣終了後、6人の職員が同様の職種に就きました。

また、国や県との相互理解、連携の強化を図るためと、職員に幅広い視野や経験を持たせ、これらが将来の町政発展の原動力になることを期待して、今後も引き続き国や県への研修派遣を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、町では平成18年度に三春町人材育成基本方針を策定して、職員の能力開発、資質向上と意識改革を図っているところであります。この基本方針について、これまでの実績を検証し、更なる行財政改革の推進、自主自立のまちづくりのために、活かしていきたいと考えております。

また、行政を運営していく上では、ゼネラリストもスペシャリストも必要であり、組織と個人目標の達成等により行政運営の効率化、行政水準の向上が図られ、職員が仕事に対してしっかりとした目標と、常にやる気とやりがいを持ち、町民目線でまちづくりを推進できる職員を育成してまいりたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 只今の町長の答弁でですね、過去の実績それから人材のですね、育

成の方針について良く分かりました。それではですね、過去に9人ということでございますけども、現在何人出ていらっしゃるのか分かれば教えて頂きたいなど。その方がいつ戻ってくるのかちょっと分かりませんが、その戻ってきた後のも、職についてもですね、どのように考えているのか分かれば教えていただきたいと思います。後ですね、研修期間中にですね、ご本人に対して定期的なレポートなり、こういうことを一生懸命やっているんだということですね、定期的に求めているのか。そして、研修が終わって町に戻って来てからですね、その2年間の研修期間のレポートを出して頂いているのかも聞いて分かりましたらご答弁お願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

総務課長！

○総務課長 只今のご質問にお答えをいたします。今、県の方に派遣している職員は1名であります。今年度末、来年の3月で2年間の研修を終了しますので町の方に今度復帰することになっております。町に復帰してからのどこの職場というのはこれから検討していく話であります。それから、研修期間中ですね、内容等については当然研修期間であっても町の職員でありますので、本人からですね、どういう仕事をやっているのかの報告はいただいております。それから、帰った後についてはですね、義務付けはしていませんけどもレポート等を出している職員、口頭での報告等は受けております。以上であります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 今の質問の中で私が忘れたのかもしれませんが、その1名の方はどういう部門で研修されているのかなということが1点と、やはりレポートの義務付けというのはですね、是非やっていただきたいと思います。と言うのは私も現役時代にですね、文書を書くということが非常に下手くそだったんですけども、やはり文書を書くということは常に機会を与えてあげないといけない。特にこれからの若い人はですね、私も現役時代の最後、本当に若い人の文書を会議の議事録を黒板に写させてもですね、なかなか書けないんですね。やはりこれはパソコン世代、メール世代だということは否めないんですけども、やはりこれからの若い人にですね、文書を書くというですね、教育というのをですね、非常に大事ではないかと思うのです。人に意思を伝える時、メール言葉では絶対伝わりません。こういうこともきちっと合わせて研修の中でですね、折り込んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

総務課長！

○総務課長 只今、県の方に外向している職員については商業まちづくり課の方に外向しております。あと2点目のですね、レポートを義務付けるべきじゃないかという話についてはその方向で対応して行きたいと思っております。

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります指定管理者制度の利用についてお尋ねいたします。

第1に三春町で今年度指定管理者制度を用いた施設をお教え願います。

第2に指定管理者に管理を行わせることは、より積極的にサービスの向上の見通しがあるのとことと考えますが現状はどうか、施設ごとにお答え願います。

第3に今後、指定管理者制度の利用が考えられる施設があればお聞かせ願います。

以上、答弁よろしく願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長 お答えいたします。まず、今年度、指定管理者制度により施設の管理運営を実施している施設でございますが、産業振興施設で、三春の里農業公園、堆肥センター、滝桜臨時駐車場、三春ダム資料館・物産展示室の4施設、保健福祉施設では三春病院、敬老園、福祉会館、沢石地区福祉館、白山福祉館、生活工芸館の6施設、それから生涯学習施設で自然観察ステーションとライスレイクの家、合わせて12施設であります。

2点目のご質問についてですが、指定管理者制度は、行政サービスへの民間活力の導入や、民営化の流れのなかで、民間にできることは民間でという考えが具体化されたもので、地方自治法の改正により、管理委託制度は指定管理者制度への移行が求められ、経費削減と効率的運用を図ることが主たる目的となっております。この経費の削減という側面で見ますと、多くの施設において、導入前の経費より軽減されておりますので、このことは一定の成果と考えております。お質しの施設毎のサービス提供の現状についてでございますが、例えば三春病院では、診療科の充実、それから子宮頸がんワクチン接種では地域貢献事業へ取り組みが行われ、三春の里では、地元農産物の地産地消を推進し、かご市を始めとした取り組みは、住民の交流、賑わいづくりへ貢献しております。また、滝桜臨時駐車場は滝桜時期の町民や観光客の利便性の確保に寄与している。このような成果が列挙できますことから、総体的には指定管理者の導入によって利便性が増し、更には、新たな事業展開にも取り組んでいただいておりますので、これらを考慮すれば、サービス向上が図られている施設が多い、このように考えております。

3点目の、今後の指定管理者制度の活用についてですが、制度上では、公の施設である体育施設、文化施設、福祉施設、公営住宅、公園等での導入は可能ではあります。今後、活用するかどうかは、経費削減が図れるか、事業効果が期待できるか、受託できる者がいるかなどを、個々の施設毎に総合的に検討し、判断していくことになると考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 第2の質問の中身なんですけれどもサービスの向上、今答弁の中で言われた経費の削減の件なんですけれども、私が聞いたかったのは抽象的にうんぬんという話ではなくて具体的に仮に町でやった時はこれ位の金が掛かる。しかし、指定管理者にすることによってこれだけの金で済んでいる。従ってある意味では2年間やったと、また1年また3年やった。いろいろ指定した期間が違うと思うんですけれども、それなりにどれだけの節減がされて来たのか。また、今後、更に節減できる状況なのか。もう一つはサービスの問題。サービスの問題というのはなかなか節減の金の問題と違って見えにくい問題でありますけれども、それらをどう捉えているのか。これ住民サービスという立場でいくつかの答弁があったわけでありましてけれども、一つこれは例でありますけれども、実際あの敬老園がなったばかりでここ1、2年経たないと具体的な数字的なものが出てこないのかなと思うんですけれども、敬老園は三春病院と同じく星病院が指定管理者とこういふことで、従って給食といいますかね、食事については三春病院の食堂といいますかね、作った物を食べる。今まで敬

老園、新しくなる前の敬老園ですけれども敬老園の食材、これは野菜も含めて全て食材については地元の物を使っていたのではないかとこういう気がするんですよね。従ってそれが指定管理者に移行することによって地元の食材を使わない。今使っているかどうかも含めてお答え願いたいと思いますけれども、実際、そういう中身で使わない、使っていないということであれば、これはサービス上、かなり地元住民という立場に立てばですね、マイナスではないか。個々を考えますとそういう点がいくつか、やっぱり散在して来ているのではないか。従って現状の中身と指定した上で金銭的には削減がなされているけれども内容的にはそうではない。サービス面含めてどうなのかということは十分にやっぱり考え直す施設もあるのではないか。また、これも考え方がちょっと違うんでありますけれども草刈り、施設管理に任せてですね、草刈り、それから警備もそうですけれども、そういうことについては指定管理者が更に委託することができると、こういうふうに多分なっていると思うんです。従って仮に例として言えば滝桜関係の施設で草刈りなり警備なりありますけれども、その外の施設でもあるんですけれども滝桜の関係で言えば、それらは指定管理者が委託をする金額と町が直接委託した場合の金額、私は今まで町が指定管理者制度を用いる前に町が行ってきたある意味では町が委託をしてきた金額とかなりの差がある。削減がされているのかどうなのか。そういう点については同じではないか。相対的に削減がされていますけれども、個々見てある意味では削減できる内容なのではないか。仮に削減できない用件であればですね、町そのものが直接、委託をしても何ら問題ではない。指定管理者にその分を委託をしなくても良いのではないか。こういうふうに考えられる部分も施設ごとによってあると思うんですけれども、それらについての検討等はどのようにしているのか含めてお尋ねをしたいと思います。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………

○議長 それではですね、答弁前でありますけれどもここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時59分)

< 休 憩 >

(再開 午前11時03分)

…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 それでは休憩前に引き続き再開をいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長 お答え申し上げます。質問が多岐に渡っておりましたので答弁が前後いたすかもしれませんがご了承いただきたいと思っております。

まず経費の削減の問題でございますが、私どもで把握しております数字で申し上げますとその期間で把握するというのではなくて年度年度で把握しておりますけれども、19年度とですね今年の指定管理料がいかに変わっているかということでございますが、指定管理の中にはですね、例えば滝桜駐車場のようですね、その年度によって委託する業務が違うという部分がありますので、そういったものを除きますと19年度と22年度で大体8百万円

ほど減額になっているというふうにはじいているというところでございます。

それから、更にこの指定管理料について削減できないのかというようなご質問もございましたけども、指定管理はしているのだけでもその施設ごとにですね、なかなか収益を上げるのは難しいという部分があります。そういったことで、主な指定管理料というのは維持管理費なり人件費になっておりますので、その辺どういった改善が図れるか年度年度のですね、事業計画等を勘案しながら設定していくようになるというふうに思っております。

それから、サービスの点でございましたけれどもこの点についてサービスはどう捉えているか。それから、見直す点があるのではないかというお質してはございましたけれども、私どもの方としてはサービスというのはいわゆる顧客の疑問ですとか要望にきめ細かく対応することだろうというふうに思っております。いろいろ問題があるんだろうと思いますけれども、そういった点については管理者等ですね事業報告等を踏まえまして、現在でもいろいろ手は尽くしているところでありまして、ご指摘を踏まえまして管理者と協議をいたしまして改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、敬老園の食材関係でございます。確かに旧敬老園の時にはですね、町内から多くの食材が提供されておりました、指定管理者に変わった段階で若干、変わっております。当時と言いますか昔納入していた町内の業者の方々と私どもの方でも打ち合わせを行いました、なんとか食材をですね多く敬老園の方でも使って欲しいという要望はいたしました。只、この食材提供についてはどうしても価格競争という部分がありますので、町内の業者の方々には頑張っただきたいというようなことで、町内の業者の方々もですね、売り込みといいますか納入したいという働きかけは十分やっているということにして、現時点では正確ではありませんけれども相当の食材が納入されているというふうに認識をしているところでございます。

それから、管理者からの再委託関係でございます。その辺、施設によっていろいろ状況が違うのだろうというふうに思いますので、各指定管理者とは年度ごとに年度協定というものを結んでおりますので、その中で無駄な点はないのかどうか、そういったことを十分吟味して協定を結ぶようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今の答弁、大まかというか全体的に19年20年、8百万の減額ということで本来、私の質問的には個別に指定した施設、個別にこの施設ではこれだけ、この施設はこれだけというものが、答弁が欲しかった訳ですけども多分、今言われても手元に無いとこう言われるのかなと、私の方でもそれなりに町の資料で調べてはいますけれども、金額的に多い施設なり少ない施設なり、今後更に努力が必要な施設なり、いろいろばらつきがあるようでありますのでその辺についてはきちっとですね、目に見えるところをいいますかそういう取り組みをお願いをしたいと思います。

そこで先ほど、これは一つの例で敬老園の話をしている訳でありますけれども、敬老園の食材の問題、指定管理者という新しく変わった。ところが価格が合わないので受け入れてもらえなかった。これはやはり価格を安くすれば受け入れてくれる。これは当然の話だと思うんですけども、問題なのは三春町の指定管理者制度を入れる場合の約束事をいろいろ決めて

入れるわけですから、「三春の食材を使ってください。そうでないと指定管理者にはあなたのところにはしませんよ」という話は当然すべきではなかったのか。その辺は今後の問題を含めてやっぱり「地元の人野菜の方が高いからこれはやっぱりしょうがないわい」という話でされることすら私は非常に残念な気がします。やっぱりそういう話を当然先にね、ただ、三春病院を指定管理者にする時にそこまでの話をしなかったからやっぱりそれに引き続いて敬老園であったという経過があるだろうと思いますけれども、今後はやっぱり指定管理者にそういう時にはそこまでやっぱり検討をしながらお願いをしたいと考えています。更に価格だけの問題ではなくて、指定管理者制度から言えばですね、いつでもある意味では、町サイドと言いますかね、町の考え方から合わなければ指定変えをすることができると、こういうことなんですね。ただ、簡単に頼んで来たのができるかとかこういうことなんですね、それはそれなりに削減ができない。また、住民に対するサービスの向上がやっぱりなかなかうまく行かないということであれば他の業者に指定変えをする。そういう態度でやっぱり常日ごろですね、きちっとやって行かなければ難しいのではないかと。一旦指定をすればそのままということではないだろうと思います。

そこで、最後に1点だけお尋ねしますが、三春病院のですね、産婦人科の問題であります。これは当初から町でも頭を痛めながら、我々議会としてもですね、頭を痛めて話し合いをずっとして要望もしてきている内容であります。指定管理者になった方についてもですね、それなりの努力をして来ているだろうとは思いますが町民から言わせればですね、やはり県立三春病院の時には産婦人科があって医者がいた。今やる医者がいないからだめと。じゃ、「どこの病院でも産婦人科がもうなくなったのかと」極端に言えばそれくらい話をされる方もおります。問題なのはやっぱり、本当に見つける気があるのか。いや見つけていますと言っても我々には分からないんですよ。どういう見つけ方をしているのか、どうしているのか、具体的にどうなのか。それを詰めるのは町当局だろうと思うんです。従ってこんな事は言いたくはありませんけれども、産婦人科をきちっとですね、「医師も含めてうちの病院は出来ますよ、従ってうちの病院を指定管理者にして下さい」という病院があれば指定をするのかどうなのか。そういうこともやっぱり考えて検討したことがあるのかどうなのか、含めてお尋ねを最後にしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○鈴木町長 再々質問にお答えをいたします。まず、最後に第1点ということで三春病院の産婦人科が出ましたけれども、それ前にですね、指定管理者制度の考え方を申し上げたいと思いますけれども、指定管理者制度というのは行財政改革の一環であります。その中でサービスの向上とか、経費の削減とかがその中に含まれている訳でありますけれども、例えば町ではですね、行財政改革の一環として町職員の定数削減に取り組んでおります。敬老園を例に上げますとね、敬老園は町が直営でやっておりました。それでも年々職員の派遣を減らしてきたんですけれども、確か約10人ほどおったのを指定管理者制度によって星病院に委託をした訳であります。つまり、10名の職員というのは町のいろいろな事務事業の方に担当替えをしたとこういうことであります。そういう意味でですね、町の人件費の削減にも大きな役割を果たして来たということがございます。それから、食材についてでありますけれど

もね、三春病院で一緒に敬老園の食事をやっていたいておりまして、町内の食材を優先的に使っていただくというのは、これは基本的な考え方として進めてきた訳であります、ただ、その経済活動の中でですね、町内の業者同士で競い合っしてほしいというのが町の考え方です。いろんな面で町内業者を優先に使っていただくこれが基本であります。ただ、経済活動なだけにですね、やはり企業努力をして出来るだけ価格も指定管理者との協議の中でですね、合うように努力をしていただきたい。こういうことで業者に集まっていたりして、町も中に入っている話し合いをしながら進めてきた経緯がございます。先ほど答弁があったようにですね、かなりの量が町の食材を使っているというふうに町は認識をしています。

それから三春病院の産婦人科ですけれども、確かに県立病院の時はね、三春の産婦人科は評判が良くてあったんですけれども、当時は確か医師1人で分娩が可能であったとそういうふうに思っております。大野病院の事故以来ですね、分娩については医師2人がいなければ分娩はできないというのかね、病院の方でやらないという方針に変わってしまいました。従って、いま町ではですね、県にも産婦人科の医師確保の要望を町の最重要課題として要望しております。それから、指定管理者である星病院の理事長などともですね、ぜひ三春病院でやって欲しいと分娩室、手術室、更には入院の個室、しっかりと整備をしたわけでありましてこれはこれからも引き続き要望をしながらですね、実現に向けて行きたいなと思っております。それからですね、この医師不足の町の対応としてはですね、実は田村高等学校のOBとかね、卒業された方々で医療機関に従事している方々、約200人ほどだったと思いますが、全国ですね、調査をして町の町立病院を持ったということのいろんな状況を報告をしたりしながら何とか三春病院のね、医師あるいは看護師等々協力してもらえないかということで、全国にそういう関係者に文書を発送したりしてお願いをして来たという経緯もございます。中にはですね、1人だったと思いますが栃木県だったかね、毎日応援できないが週に1日とかね、2日位なら応援できるよというそういうお医者さんもおったという話を聞いておりましたけれども、町としてはこれからも引き続きですね、いろんな手立てを考えながら産婦人科の実現に向けて努力をしていきたいなと、こういう思いはしております、4番議員と気持ちはまったく同じでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは議長のお許しを得ましたので先に通告をしておきました3件についてお伺いいたします。

1件目。地方自治法第180条の5、202条の3に基づく委員会の委員の選出についてであります。第180条の5は地方自治法によって設置しなければならない委員会で教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価委員会の5委員会が三春では設置され、第202条の3の委員会は市町村独自の条例に基づき市町村の執行機関の附属機関として設置された委員会で、現在私が持っている資料では21委員会で248人の委員数となっております。先日、ある集会の中で町民の方から様々な委員会があるようだが自分がその中の一つに所属してみてもこのような委員会があることを知った。また、広報で突然、委員会の委員が決まったことが知らされたりすると、どのようにして委員会の委員が決まるのだろうかという疑問が上がりました。

それです1点目、委員会の選出方法。これはおそらくその委員会によって様々な方法があるかと思いますが、それをお伺いしたいと思います。また、推薦されて町長から委嘱されるまでの流れについてお伺いしたいと思います。

次に公募についてであります。いろいろな団体やまちづくり協会等への依頼もするとは思いますが、団体へ所属しなかったりまちづくり協会として地区全員を把握していることは困難なことで、どうしても役員の知る範囲の中での推薦とならざるを得ないと思われま。町民の公平な情報公開の意味も含め公募枠を考えてもよいのではないかと思います、その点についてお伺いいたします。

これに関連しますが、町民へ三春に設置してある委員会の周知のために委員の選出前に広報で知らせることも必要ではないかと思いますが、このことについてもお伺いいたします。

最後に女性登用についてであります。私は何回か女性登用について一般質問をしてきました。最初は女性を登用して欲しいということでした。その後は委員会での登用率ゼロをなくして欲しい。また、委員会によってはばらつきがあり、多く女性を登用している委員会もあればたくさん委員の内、少ない女性人数だったりということで、ばらつきについての質問もしたことがあります。また、登用率アップについての質問をいたしました。現在の状況を見ると今までの質問については改善が行われ、180条の5ではゼロ登用が2委員会、10%台が1委員会、20%台が2委員会。202条の3はゼロ登用が1委員会、一桁台が1委員会、10%台が7委員会、20%台が8委員会、30%台が1委員会、40%台が3委員会となっております。徐々に登用について私は執行者の努力によって登用率が上がって来ていると思ひ、それは評価されて良いものだと思っております。確かに中にはゼロのもの、10%以下のものがありますが、ある程度の知識が必要なもの市町村国民保護協議会のように男性が多くなるものについてはいたし方がないものもあります。それ以外では、女性の登用を更に進めてもらいたいと思ひますが、例えば各地域から推薦されてくる段階で女性がゼロで上がってくる場合、三春町景観審査委員会のように女性が入っても不思議でないものがゼロ登用のもの。長期にわたり同じ人が委員を務めているもの等、改善する余地はまだあると思ひますが当局のお考えをお伺いいたします。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

地方自治法第180条の5に基づく委員会につきましては質問にもありました様に、町では教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が設置されております。また、地方自治法第202条の3に基づく町の各種審議会は21設置されております。

まず、1点目の選出方法とその過程についてですが、委員改選時には、各委員会や審議会、それから、各関係機関の意見等に基づき、更には各地区の選出状況等を総合的に勘案して、人選を進めているところであります。

2点目の公募についてであります。委員会によっては、法令等によってその委員の資格が定められていたり、特に専門的な技能等が要求されるものもあるため、現在のところ委員の公募制は考えておりませんが、各種審議会については、その審議会の中で検討いただくようお願いをしたいと思います。

3点目の委員選出の事前広報についてであります、公募制を採用する場合には、事前広報を行い広く募集を行うことが大事であると考えておりますが、それ以外の場合は事前広報を行う考えはございません。

4点目の女性登用についてであります、委員改選時に、女性参画の拡大に取り組むよう要請しているところであり、今年度は教育委員に1名女性委員が増えました。更には委員会等の委員の他に、人権擁護委員にも1名の女性委員が増えており、また民生委員・児童委員におきましては女性委員の比率が35%を占めております。

今後も、女性があらゆる分野に参画できるように必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁の確認なんですけども、先ほどの公募の件です。先ほどの話では、やはり法律とかそういうもので縛られているとか決まっているものについては無理だということでしたけれども、その審議会、その中ではその中で検討して下さいということだったと思うのですが、その審議会とかその中で公募枠を作るよというか、積極的な意味でその審議会の方に検討を要請するのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 先ほど言いましたように審議会等、21ございます。当然ですね、審議会の中でのご意見等を踏まえて最終的には町長が委嘱をする部分も多いので、町としてどうするかを最終的には審議会の意見を聞いて、町で決めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の最終的には審議会の意見をということなのですが、これを持って行く時に町の方の姿勢として、公募枠を作ったらどうかというか、積極的な意味で検討を審議会に持って行くか、ただ単に「こういうことが出ているんだけども検討して下さい」位の感じで行くのかその辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 公募についてでありますけれども、数多い審議会や委員会がある中でですね、公募制がね、馴染むかどうかというそういう委員会によっていろいろあるだろうと思うんですね。例えばはっきりした規定はなくても、だいたい北部とか南部とかね旧町というかね、ある程度区域制を慣例として取っているような組織もありましてですね、その公募制が全ての委員会に馴染むかどうかというのは、今後の検討課題にさせていただきたいなというふうに思います。

○議長 第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは2件目に入ります。平成23年度の重点施策の基本と位置付けた住民との協働と進む高齢化についてお伺いいたします。

本年度の重点施策の7番目に協働のまちづくりに関する取り組みというものがありました

が、平成23年度には重点施策としてはこれはもう見当たりませんでした。ちょっと首を傾げましたが1番最初のところに住民との協働によるまちづくりの推進を基本にということが掲げてあり、重点施策全ての取り組みが住民との協働が基本であるということになっておりました。即ち、統合中学校再編、町有施設の修繕、産業を興し訪ねてみたくなる地域づくり、安心安全なまちづくり、次世代育成、健康増進と福祉施策の充実、これらの取り組みの基本を協働とすることだと思えます。協働する相手としては各種団体、まちづくり協会、その他様々あると思えますが、この不況の時代、就労者に負担は掛けられないと考えられます。自然と協働対象者は高齢者になってくるのではと思われませんが、ちなみに住民基本台帳の65歳以上の高齢化率全体では男性が21.6%、女性は29.4%、計25.4%となり、ある調査の仕方では超高齢社会となっております。三春地区におきましては、例えば大町は43.5%、北町は39.9%とかなりの高齢化が進んでいます。そのような状況の中で住民との協働についての町の考えをお伺いいたします。

また、協働の単位になりうるとなり組の存続についても危ぶむ声が聞かれます。昨年12月の定例会の一般質問で高齢化と景気の悪化の中での自治活動、となり組についてをお伺いいたしました。あの時は住民の声として出た地域がさもありなんて思われるところの声でした。しかし、今回は町中の住民も多く、自治活動もスムーズに行われていそうな所でお世話をしている人達からの声が、「となり組がなくなれば字も成り立たない」という心配の声が切実になって来ております。前回の答弁は、「町として各区長より相談があればその都度相談に乗って応じている状況です」ということでしたが、対処療法ではなく政策として自治活動の支援策を考えていかなければならない時が来ているのではないかと考えますが、町としての対策をお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。協働活動については、ご承知のとおり、町内の各種団体等で行っていただいているところであります。また、三春町では町民自治基本条例を制定して、協働について改めて再認識しているところであります。そうした中で、活動の中心的な役割を担っていただくのは、各地区のまちづくり協会ではないかと考えております。各まちづくり協会では、地区の特徴を踏まえ、保健福祉部会、地域学習部会などを設置し、幅広い活動を行っており、その構成員も老若男女広範囲にわたっております。ご質問の高齢社会の中での住民との協働については、こうした活動を実践している各地区まちづくり協会や民生児童委員協議会等の中で、じっくりと検討していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次にとなり組についてであります。地域コミュニティーの重要な役割を果たしているとなり組は基本的には、行政区が中心となって定めるものであり、町では、行政区長からの相談等があればですね、協議してその課題等解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 1点目の協働の活動については、じっくりとという話がありましたけれど、先程の1番のもなんですけども、町としての姿勢といいますか活動をじっくりと、あくまでもまちづくり協会の方に何か全部投げかけて、それによって町としては動くような

感じを受けるのですけれど、少なくとも重点施策として位置付けたのは町の方で位置付けた訳ですので、やっぱりこれについてはその協働ということについて、お話し合いをしながらと言いながらも、やはり町としてはもっと積極的な姿勢で協働を進めて行かなくてはならないのではないかなと思われまます。

また、先程となり組は重要な協働の自治活動の単位であるということでしたけれど、相談があればということでした。これも、前回と同じ答弁なんですけれども、少なくともこれも先ほどから言っています23年度の重点施策で基本だということとすれば、やはり例えば、その相談を受けた時の受け皿として、どういうそれを解決する方法があるのか。その辺もやはり自分たちの中にストックとして持つておかなければならないことなのではないかと思うのですが、その2点についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 三春町の行政の仕組みの特徴としてですね、まちづくり協会方式ですね、この各地区のまちづくり協会というのは、自分たちの地域は自分たちで作ろうという基本理念があって、それぞれその地区ごとに地区の特色を發揮しながらいろんな活動をやっていると思います。これが、三春町の協働の一つのモデルといたらいいんですかね、基本だろうと、こういうふうに思っております。ただその協働の中でですね、地域が出来ることは地域でやっていただく。出来ないことは町がやると。例えば三春町では生活関連道路整備事業というのをやっていますけれども、これは地元で負担してでもやりたいというのを地元からの要望によって、町はそれに資材などを出してやっていただくというね、まさに協働の事業なんですけれども、これが非常に各地区からの要望なども多い訳ですよ。ですから協働というのは、無理にという意味じゃなくてですね、みんなで力を合わせて出来るということはそれぞれ地域でやっていただくという考え方が、協働なんだとこういうふうに認識をしながら協働という言葉を使いながら力を合わせてやっていると、こういうことになります。そういう中でその高齢化社会ですよ、高齢化社会は確かに高齢になってね、雪が降ったら玄関の雪も掃けない。あるいは、生ゴミも出せないという、そいう人たちのために社会福祉協議会でですね、これは「おたがいさま」という表現をしてですね、電話一本あればそこに行ってね、やっていただける方も常にある程度前もって募集をして決めておいたりしながらですね、そういうこともやっている訳であります。これからの高齢化社会ね、どういう仕組み方法を採用のが一番良いのかというのはね、いま多様化の時代で考え方もいろんな考え方があるんだろう思いますし、生活スタイルもいろいろあるという中で、やはり一番地域のことを知っている行政区長さんとか民生委員さんとか、いろんなそういう人たちとの日頃の活動を通しながら、町は情報を収集しながらですね、一緒になって考え実行して行くのがまさにこれからの協働かなとこんな思いをしているところありますのでね、実態をですね、まず情報を協働しながらですね、進めることが大事かなと、こんな思いをしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

となり組について答弁が抜けたということでもありますので。確かにとなり組ですね、つい先だって町の葬式がありまして、葬儀委員長さんと話をしましたら「葬儀委員長になる男の人がぼく一人しかいないので」という話を聞きまして、これは深刻だなというふうに思いました。となり組の組織については、町がね、こういう組織こういう組織とかという深く関与していることではありませんで、となり組の編成というのはその地区その地域によって話し合

いでもって、二つを一つに合わせるとかいろいろなそのね、実態に合わせてとなり組というのは編成されるものというふうに思っておりますのでね、その辺についてもですね、その様な問題を抱える地区では話し合いをしながらですね、進めて欲しいなという思いをしております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今、大変深刻な話だということ。しかし、これは自治活動の中なので町として、町の方が携わっていくものでもないということだったと思います。ただ、先程話があった様に相談があればそれに応えていくという話だったんですけども、相談をされた場合の、こういう方法があるのではないかという方法の一つとして、先ほど町長が答弁された「おたがいさま」という、それも一つのとなり組の問題についての答えのストックかなとは思ってはおります。そういうふうに多様化はしているとは思いますが、これからやはり多分、いろいろなところのまちづくり協会とか地区の方から、困ったという話が出てくると思うのですが「おたがいさま」の他にどのような方法が考えられるのか。もし、あればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 どういうことが考えられるのかということでもありますけれどもですね。例えばですね、高齢世帯がどんどん増えて来ますよね。夫婦で二人で生活できるうちは良いんですけども、どちらか欠ければ一人になってしまうわけですよね。そうするといろいろ一人で困る場合もあるだろうしね。そのためにはですね、やはり地域福祉と云ったら良いのかね、となり組福祉と云ったら良いのか。お互いに日頃ですね、日常的に声を掛け合うというかね、そういう習慣をみんなで付け合って、人間いずれは誰でも高齢になるわけですから、そういう地域をいかにして作って行くかというのをやはりみんなで真剣に考えて行くべきかなと。普段声を掛け合うというね、そういうことが一番身近で、そんなに難しくなくやる気になれば出来る本当の地域福祉ではないかなと思っております。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 第3件目。蔵の保存と活用についてお伺いいたします。

桜川河川改修から始まりベニマルの移転で町の中の解体作業が進んでおります。それに伴い、街なか駐車場確保のため中町の家屋の取り壊しが行われ、そこにあった蔵がそのまま残り、その利活用を考えていると聞きました。私個人としては大変良いことだなと考えております。蔵は重点施策、訪ねてみたくなる地域づくりに関する取り組みの中にも地域の資源を活かした観光地三春の資源の一つに成りうるものだと思います。2、3ヶ月前、観光に来た人が町の景色を見ながら「蔵の多い所ですね、この蔵を活かして行ったら良い町になるでしょうね」と言っていました。同感でした。先月の視察研修、また観光で他の県に行ったりすると、町並みの保存状況等を見る機会がありますが、江戸時代に作られたものを大切に保存活用をしていたりしております。その時、隆盛を極めたり土地を治めた人たちの残したものを大切に保存活用して、それがその歴史文化を作って行くのかと思います。三春も河川改修をきっかけとして、町の姿が変わって行こうとしています。この時に何を残すかというこ

とがこれからの三春の伝統文化の一部になって行くのではないかと思います。今回、蔵を残した事が三春のこれからの方向性を示すものであれば大変嬉しいことですが、場当たりに残したとすればこれはちょっと残念に思われます。保存することはお金の掛かることだと思いますが、有名観光地のパンフレットを見ると昔の町並み文化歴史が目玉になっているので、これにお金を掛けるということはやぶさかではないのではないかと考えております。町の資源として蔵の保存を町づくりの方向として考えて行く時かと思われませんが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 第3の質問にお答えいたします。

町は、中町旧桐屋商店の町有地におきまして、老朽化した建物の解体工事を実施いたしました。工事に際し、敷地内にありました蔵3棟につきましては、近年、街なかで減少しつつある貴重な資産であると判断をし、再利用を目的に残したものであります。

本中町の町有地は、ヨークベニマルの移転地の向かい側に位置し、桜川沿いの裏通りにも通り抜けができることから、蔵の利活用につきましては、これらの立地条件を勘案し、町民の利便性や観光客等の回遊性の向上が図れるような活用方法を検討し、そのことが中町通りの資源を活かしたまちづくりにも一つの方向性を示せるものではないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） そうすると今の答弁でいくと、その立地条件を勘案し、ということになるので町としての方向性として、こういう蔵があればそれを残して利活用するとか、そういうことではなくて、あくまでもその立地条件がちょうど合ったからという、そのところでこれを中町として活かしてい行くと、そういうところでこの蔵の保存ということを考えて来たということで良いのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 解体工事を行いました際に只今申しましたとおり、町有地の中に貴重な蔵が現存してあったということを認識をした上でこれらについては、大切な資源であるという認識の基、是非とも利活用を図って行きたいと考えていたものでございます。また、今ほど申しましたとおり、本地は中町通りに面しておりましてヨークベニマル移転地の真向かいにもございますし、桜川沿いにも抜けることができる土地であるということから、こういった土地の条件を今後の利活用の方向性の中に含めて検討してまいりたいというふうな事でございます。

蔵の保存活用につきましては、町有地の利活用についてまず検討を進めております。町内に様々な蔵があるわけですが、全ての蔵について個人の所有あるいはそれ以外の所有、様々な形態があろうかとは思いますが、それらにつきまして、どの様な保存が出来るかというのは大きな課題であると考えております。当面町としましては、町有地の蔵についての利活用を図りながら、それ以外の蔵等の保存についてもどのような方策が取れるものなのか検討を進めて行ければと考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） それでは最後に確認なんですけども、今の話でいけば今のところ町有地の利活用ということで、この蔵の保存と利活用であったんですけども、これからを考えてきた時に町としての方向性、この蔵をこれからも保存活用ということをしていきたいという方向性を持って、私有地にある蔵とかそういうことについても考えて行ければという事に私は考えてよいのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 蔵は非常に貴重な物であります。蔵にはそれなりのいろんな歴史が積み込まれていると思います。ただ、今の生活環境と言いますかね、蔵を日常生活の中で活用するという事が非常に少ないんじゃないかというふうに私は見ております。それだけに非常に貴重なもったいない蔵が個人で壊されているという現状も見てまいりました。しかし、そうかと言ってね、全ての蔵を町が残せるかというところはいかないという部分もあります。個人の物という事もありますし、ただ、そうは言いますが、まちづくりの中で是非これは残したいと、個人の蔵であっても壊すという話を聞いたならば、残したいという物が出てきた場合には町はやはり残すための努力をしなければならいだろうと。それが、三春町、城下町三春町のやはり特色の一つと言ったらいですかね、歴史の一つなんだろうと、こういうふうな思いをしております。従ってですね、全て残すのかと言われれば残したいけれどもそうばかりは行かない問題もあると、こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

…………… ・ ・ 休 憩 ……………

○議長 それではここで暫時休憩をいたします。なお再開は午後1時といたします。

(休憩 午後12時00分)

< 休 憩 >

(再開 午後1時)

…………… ・ ・ 再 開 ……………

○議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長 7番三瓶正栄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○7番（三瓶正栄君） 私は先に通告をいたしました5点につきまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが財政問題についてでございます。町税収入につきましては景気の低迷等により、対前年度決算比で5%減で景気は緩やかに持ち直して来ている感もありますが、失業率がまだ高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとされております。そこで、平成22年度の町税収入の見通しについてお尋ねをいたします。また、町税収入が景気が悪化する以前の規模にまで回復するのは当面難しいと思われませんが、そうすると町としても、もう一つの主要な一般財源である地方交付税の確保が非常に重要な課題となっております。しかしながら、国の財政状況を見ると、これまでの様な地方交付税の増額は

期待できないのではないかと懸念をいたしているところでございます。そこで、来年度予算に向けた地方交付税の見通しについてお伺いをするものでございます。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長 お答えをいたします。

まず今年度の町税収入についてでございますが、課税においては、町たばこ税は減額となる見込みであります。法人町民税は一時に比べ景気回復基調にあることから若干の伸びが期待でき、固定資産税の償却資産においても、当初の見込みより企業の投資活動が冷え込んでいなかったことから、調定額は増えております。なお、徴収についてでございますが、平成22年11月の末現在で国民健康保険税を除く町税では70.24%となっております。前年度同期と比較いたしますと、1.86ポイント、アップしております。これらのことを総合的に判断いたしますと、平成22年度の町税の収入見通しについては、現予算で見込んだ収入額は確保できるものと想定しているところでございます。

次に、地方交付税についてであります。今年度の地方交付税については、雇用対策、人を大切にする施策が地域の実情に応じて実施できるようにと、別枠加算として国全体で1.5兆円が増額されたことから、町の普通交付税については、前年度比3億円増の23億1千万円が配分され、更に、今回の国の補正予算で、約3,300万円が追加交付されることになっております。お質しの来年度予算に向けた地方交付税の見通しについてであります。国が6月に定めた財政運営戦略によれば、「地方の一般財源の総額については、平成23年度から平成25年度までの期間中は、平成22年度、今年度の水準を下回らないよう確保する。」というふうにされているところであります。

しかしながら、財務省は交付税の別枠加算分を廃止したいとの報道があるなど流動的な点がありますので、次年度予算の編成にあたりましては、国の動向を見極めながら、適切に措置してまいりたいというふうに考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

7番三瓶正栄君！

○7番（三瓶正栄君） 一昨年はですね、衆議院総選挙でまさに劇的な政権交代という中で1年余り経過をするわけでございますけれども、また一方で大変リーマンショック以来のこの景気経済の低迷という中で地方の税収もですね、大変伸び悩んでいるという実情が一方である訳でございます。そういった中で新年度の予算編成が組まれるわけでありまして、どうぞ多くの町民の皆さんが夢や希望の持てるような予算編成でありますことをご期待申し上げて第1の質問を終わります。

○議長 第2の質問を許します。

○7番（三瓶正栄君） 第2の質問をさせていただきます。中心市街地の活性化対策についてでございます。我が国の経済が未曾有の景気後退局面にある中で消費不振が深刻化するなど商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。コンパクトシティ、即ち歩いて暮らせるまちづくりを志向する背景となった要因には、長期的な人口の減少と高齢化の進展の他、市街地の拡散に伴う中心市街地の空洞化等いくつか要因がありますが、そういった中であってヨークベニマル三春店につきましては、市街地への移転が決定し現在、町中の解体作業が進んでおるところでございます。ただ、現在営業している用地をですね、正式に町が取得したと聞いてはおりませんが町民の方々より、既に移転後の跡地の利活用について様々なご意

見が私どもの方に受け賜っておるところでございますが、町として今後どのような構想を持ち中心市街地の活性化対策に取り組んでまいるのがご見解をお伺いするものでございます。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 第2の質問にお答えをいたします。

ヨークベニマル三春店の店舗移転後の跡地利用についてであります。町では現在、移転対象地区内にあります町有地との交換協議を進めているところであります。

人の流れや周辺環境に配慮しながら、中心市街地内の貴重な一団の土地であります移転後の現店舗跡地を地域の活性化に向け有効に活用するため、公共施設用地を含めた様々な土地利用方法についての検討を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

7番三瓶正栄君！

○7番（三瓶正栄君） 町のほうでもですね、正式に用地を取得したと確定したということではない訳でありまして、答弁にも限界があるのかなというふうに認識をいたしておるところであります。ただですね、来年秋にはオープン予定といった中で私も地元に住んでおましていろんなご意見等々受け賜っております。二三申し上げますと例えば、三春町は観光立町ということでこの隣にございますさわやかトイレですね、大変評判がよろしいようでございます。そういった中でですね、出来れば現在営業されている跡地にですね、もう一つさわやかトイレを作ってはどうかと。他所から来たお客さん方がバスで入ってこられて、特に女性の方々はきれいなトイレというのは大変印象を良く受けるんだそうであります。更にまた、駐車場がご案内のとおり町内は少ない。駐車場の整備を同時にすべきではいかと。また、三春は年に1回ですね、大神宮の祭礼がございます。各町からそれぞれ山車等々が出るわけでございますが、それらの倉庫がない訳でありますね。これもいろいろ商工会ビジョン委員会とか中町商工会関係者の方々でいろいろご議論をされておるようでございますが、いずれにいたしましても、もう今からですね、やはりきちんとビジョンをですね、立てながら町の活性化に繋げていくべきではないか、このように思うわけでございますが、これについてご答弁があればお願いをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 最質問にお答えをいたします。当然、ビジョンということはいろいろと検討はしておりますが、何せ相手や流動的な要素、こういったものが含まれておりますので、町づくり、地域づくりに繋がる公共施設、そういった物を含めた有効活用を図ってまいりたいという考えで進んでおりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○7番（三瓶正栄君） 次に第3の質問をさせていただきます。我が町の更なる観光の推進についてでございます。午前中も観光については質問があった訳でございますが、私は着地型観光とは到着地で体験交流等様々なメニューを組み合わせた観光商品を提供しようとする試みであり、地元ならではのサービスを期待する家族連れやグループ、旅行者の期待は年々

高まっております。かような観点から到着地での滞在時間をなるべく長くして、宿泊してもらうには魅力ある地元食の提供や体験スポット案内、地域の人とのふれあい等比較的広域での観光情報の交換が必要であり、これらの観光情報を連携させることで小規模でも魅力ある通年滞在型観光商品が開発できると思うのであります。そこで町は、町内宿泊に繋がる着地型観光の推進にどの様にお考えなのかお伺いをするものでございます。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 第3の質問にお答えをいたします。

着地型観光の特徴というものは、今お話がありました様に観光客を受け入れる地元が、自ら独自性の高い企画を提案するもので、観光資源はもちろん、伝統文化や生活など企画内容は多岐に渡るものがあるというふうに思っております。

旅行者のニーズが変化しているなか、旅の目的がより明確に、より深くとこういった傾向が強まっております。着地型観光の潜在的なニーズは大きいというふうに考えております。その観光客のニーズに応えられるよう、今後、町、観光協会、そして地元との連携強化、そういったものを図りながら、着地型観光の要素を取り入れて、通年型観光に繋げていけるよう、十分に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

7番三瓶正栄君！

○7番（三瓶正栄君） 質問というよりもですね、実は福島県は藩の数が47都道府県の中で一番多いそうでありまして、15の藩があるんだそうでありまして。昨年7月にですね、実は福島県城下町設立協議会というものを立ち上げまして、若松の菅家市長が会長ということで、三春藩ということで私と小林議員も一緒である訳でございますが、そういった中でですね、先般、7月に城サミット二本松を実施、開催をいたしました。大変好評で成功裏に終了いたしました訳でございます。また、年明けて相馬、そして来年の7月には三春で実施しようかというようなお話も今上がっておるところでございます。そういった中でお互いの藩の宝物探しをしてお互いに情報を共有しながら、それら文化や歴史を全国に発信しながらですね、観光交流人口を増やして地域の活性化に繋げて行こうとこういう主旨で、私も微力ながら関わり取り組んでおるところでございます。観光は三春町の活性化にとっての大きな柱になっております。我が町には言うまでもなく滝桜、愛姫、自由民権等豊富な観光資源を活かし全国に誇れる観光立町を目指したまちづくりを進めていただきたいことを申し添えて私の質問を終わります。

○議長 第4の質問を許します。

○7番（三瓶正栄君） 第4の質問をさせていただきます。農業問題についてでございます。

まず始めに貿易自由化に向け関税を撤廃する環太平洋連携協定、TPPに関し、さる11月12日の福島民報の報道によりますと県内59市町村の首長にアンケートをし、参加への是非を聞いたところ約7割にあたる42名の首長さんが関税撤廃により食料自給率が大幅に低下、地域の基幹産業である農業が壊滅的な打撃を受けるとの理由から反対を表明されました。また、一方で農業衰退、工業発展についての議論が不十分として15名の首長さんがどちらとも言えないと回答され、我が町の鈴木町長もその様に回答された様であります。そこで、TPPに対する町長のご見解をお伺いするものでございます。

次に耕作放棄地を利用した薬草栽培についてお伺いをいたします。農商工連携による薬草栽培が伊達市梁川町でスタートいたしたとこのように聞き及んでおります。漢方薬の原料となる薬草については、中国からの輸入が多くを占めておりますが、食品の安全性が問題になる中で国産品の需要が高まってきております。栽培が比較的容易で高い収益が期待できる物もあり、耕作放棄地の解消と山間の集落の活性化も期待できることから、本町でも研究をすべき価値があるものと思っておりますが、町の考えをお伺いするものでございます。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 答えをいたします。

太平洋を取り囲む多国間での経済連携に位置づけられるTPPにつきましては、様々な産業、国民生活への影響が各所で議論されているところであります。農業分野に関しましてはこれまでも、農産物の輸入拡大圧力に際し、米価の高値安定や大規模稲作農家の保護を目的とし昭和45年から始められた、いわゆる減反政策や、平成になってからは、ウルグアイ・ラウンドでの議論を背景に、総額6兆円にも及ぶ国内農業対策を実施してきたことは、記憶に新しいところでもあります。国民の生命維持産業である農業についての貿易自由化は、慎重に対処する必要があります。しかし、数十年にわたり巨額の税金を投じながらも、貿易自由化に対応できるような、真に足腰の強い農業経営者は実現したでしょうか。残念ながらそうはなりません。我が国の国内産業の状況や、国際的な立場を考えれば、貿易自由化は避けて通れない課題と思っております。このような時代においては、三春町のような地方の中山間農業地域においても、これからの農業がどうあるべきかを検討し、守りだけではなく攻めの農業経営を目指すことを論点にすえた議論をしていかなければならないというふうに考えます。農業・農村の振興・発展のために、国、県、農協、町農業委員会などと力強い農業経営者づくりの道筋を話し合いながら、農業経営者を支援してまいりたいと考えております。今日まで今申し上げましたようにですね、農業の危機と言われるような大きな課題が幾度かあった訳でありますけれども、常に守りの議論に終始してきたような感じがいたします。今日の民報新聞に出ていましたけれども、中国との日本の米ですね、20万トン輸出することが決まったという報道であります。今まではわずか90トンだったそうでありますけれども、日本の農産物は世界と競争できるだけの品質の良い農産物が生産されているものと思っておりますから、やはり攻めの農業を考えて行かないと、守りだけでは日本の農業は守れないのではないかとこのように考えております。

2点目については、町内においても、中山間地域等直接支払制度などにより、耕作放棄地を復旧させ、農業を営む事例は数多くあります。最近では、企業や畜産家による取組も進んでいるところであります。企業のような新規参入者に限らず、新たな農作物を栽培するには、まず経営者自らが経営感覚を磨き、消費者が求める物を栽培し最終的に販売するまでの道筋を見せることが重要と考えます。

薬草栽培も有効な選択肢ではありますが、振興作物を決めてしまうことや、耕作放棄地を何とかしなければという眼前の課題への対応ではなく、アイデアや経営計画を、自らの責任のもと実行できるような、しっかりした農業経営者を育成する施策を講じていきたいと考えています。その中で、どのような作物を、どのような土地に栽培し、どのような加工を施した上で、どのように販売することが出来るか、経営者には自ら視野が開けてくるものと確信いたします。町としては、しっかりとした農業経営者の育成に、必要な支援を行うことが出来るよう関係機関とともに進めてまいりたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

7番三瓶正栄君！

○7番（三瓶正栄君） 耕作放棄地でありますけれども、これも新聞報道によりますと福島県は面積ではワーストワンなんですね。質問に細かく通告はしておりませんが、我が町の耕作放棄地の面積について、今分かればご答弁いただけますでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。2005年、平成17年度の農業センサスのデータでのご回答になりますが、町内の耕作放棄地につきましては約360haでございます。なお、2010年、本年度も農業センサスが行われましたが各市町村ごとの集計のデータはまだ届いておりません。福島県としてのデータでまいりますとほぼ倍増しているような状況とは伺っておりますが、自治体ごとのデータについてはまだ入手できておりませんのでご了解お願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第5の質問を許します。

○7番（三瓶正栄君） 第5の質問をさせていただきます。役場庁舎等の耐震対策についてでございます。役場庁舎等の耐震対策について、さる10月21日の全員協議会で町有施設の耐震補強工事等への取り組みについて資料をいただいたところではありますが、本庁舎については築44年が経過しており、今さら申し上げるまでもなく震度6強の地震により崩壊、または倒壊の危険性が高いDランクと既に判定されており、早急な対策が必要な事であり、その他の町有施設につきましても耐震補強並びに解体も含めて検討をしなければならぬのは言うまでもありません。三春町にとって、また、将来にとっても中枢となる重要な人材が働いている本庁舎なのですから、今回町が示された平成23年度に町民が参加した公共施設のあり方検討委員会を設置し、図書館、児童館、旧公民館等一体で検討する案には私は賛成であり、今後の耐震対策について長期的課題となりましょうが、今後百年を見据えた検討をすべきであると思っておりますが、町のご見解をお伺いするものでございます。

○議長 第5の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 お答えをいたします。

町有施設につきましては、これまでに耐震診断を実施し、一部教育施設などで耐震化工事を施工してきたところではありますが、今後、診断の結果、耐震補強が必要とされた役場庁舎や旧公民館、三春小学校等の対処方針を定めなければなりません。申し上げるまでもなく、町有施設については、役場をはじめ多くの施設が老朽化しております。従って、今後、老朽度や利用状況、財政負担等を勘案し、それぞれの施設ごとに、耐震補強を行うか、あるいは改築又は新築にするか、そういったことを判断していく必要があります。

また、耐震化とは別個に、統合中学校完成後の跡地の有効活用、図書館のように借用している施設をどうするか、そういった課題もあります。従って、今後の町有施設の整備にあたっては、まず、総体的な方針を定めることが肝要であると考えております。町有施設は、その利用に直接関わるのが町民であり、かつ町民サービスにも大きな影響を及ぼすこととなります。

このことから、次年度には、町民代表を含めた検討会を立ち上げ、役場庁舎をはじめとした町有施設の在り方に係る方針策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

7番三瓶正栄君！

○7番（三瓶正栄君） 只今、町長から答弁がありました中でですね、特に私も所管委員会で特に図書館の借上げ料ですか、年間5、6百万円ということで何度も指摘をしてきた経緯がございます。そういった中でこの話が出てまいりまして、やはり5、6百万円というのは大変なお金ですよ。これをちょっと確認してみましたら、平成7年の4月1日に契約をしたということでございます。以来、15年、ざっと年間5百万で計算しましても7千5百万余の支出をいたしておるところでございます。やはり、これだけやっぱり景気が現在よろしくない。また、耐震結果がDランクというようなことでございますので、やはりこれからの三春町のまちづくりを進める上で一体で考えいく必要があるのではないかと、一体で。資料によりますと平成32年、65年記念式典ぐらいには完成をさせたいというような内容も書いてありましたけれども、是非とも長期ビジョンをですね立てられて、そして後世に「素晴らしい庁舎が出来たな」と子や孫に誇らしく思ってもらえるような庁舎の建設に努力をしていただきたいなというふうに思います。何と言いましても役場には豊富なデータや情報がたくさん入っておるわけでありまして。職員の皆さんの頭脳にも同じであります。やはり、町民の安心安全は基より、職員の皆様方の安心安全な環境で良い仕事をしていただくことこそが町民の福祉向上に繋がるものと私は信じております。どうぞ、初期の目的が達成されますことを心よりご期待を申し上げて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので先に通告しておきました事項について一般質問をいたします。

子宮頸がん予防ワクチンについては、私は6月議会において、その重要性と全額を公費助成すべきことを訴えてまいりました。この秋には、地元の医療機関の協力を得まして全額公費助成で子宮頸がん予防ワクチン接種事業がスタート出来たことを私は高く評価するものであります。その評価をマスコミ等でも取り上げられ報道されました。県内では6番目に実施されたということでありまして。その上で22年度補正予算国会で11月26日に成立したワクチンに対する交付金事業が開始されたことになりました。正式には子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金という大変長い名称であります。公費助成の対象ワクチンが子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種のワクチンが公費助成の対象になると伺っております。その主旨及び事業の概要について伺いたいと思います。

次に、この予防ワクチンの交付金事業は女性と子供の命を守ることから、万が一、子宮頸がんが見つかり手術入院が必要となった場合、「一人当たりの医療費はどのくらい掛かるのか。」と病院関係者の話を伺いました。医療費の平均で早期に発見され、がん部位の摘出の場合は25万4千円。がんが進行して子宮を全て摘出する場合は123万2千円。なお、化学療法や放射線療法が必要な場合は別途費用負担が必要であると伺いました。また、子宮頸がんワクチン接種は免疫効果を得るため必要な3回分を接種した場合、一人当たり約5万円弱

と言われております。一人当たりの医療費とワクチンの接種費用を比較すれば分かると思いますが、ワクチン接種費用の方がはるかに安く医療費の削減に繋がることは明らかであります。予防医療の観点から、また、前に述べました女性と子供の命を守ることから、この事業は避けて通れない重要な課題であると私は思うのであります。この事業、重要な課題でありますので事業の実施を強調するものであります。その上で当局の今後の実施計画等についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えさせていただきます。

1点目の趣旨と事業概要についてですが、この、先ほどご案内の3つのワクチンにつきましては、先進国中、日本のみが法によらない任意接種とされております。そのため、予防接種法の定期接種に位置付けることを目的に、来年度までの緊急促進事業として実施するものでございます。事業概要は、都道府県が国からの交付金をもとにワクチン接種緊急促進基金というものを造成して、各市町村が実施するこれら3つのワクチン接種事業に要する経費の概ね2分の1を助成するものでございます。これが事業概要でございます。

2点目の今後の実施計画についてでございますが、一つ目の子宮頸がんワクチン無料接種につきましては、引き続き実施する予定で、現在も事務を進めてございます。残るヒブワクチンと小児用肺炎球菌につきましては、出来るだけ早期に対応できるよう併せて事務を進めておりますので、それをお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

14番渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 今回の三春病院の協力を得まして、一人当たり1万2600円と非常に安い金額で中学3年生のみが今回の子宮頸がんワクチン接種事業が行われたわけですが、今言われたように引き続き頸がんの実施を行っていくということで、子宮ワクチンの接種年齢は11歳から14歳とこう伺っておりますが、今回は中学3年生まででしたので残された中学1年生とか2年生、来年度に持ち越すわけですが、この接種費用、今のこの政府の補正予算の事業に該当するといいますと一人当たりの費用というのはどれくらいになるのか。また、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答え申し上げます。

実施計画とのからみでお答えさせていただきたいと思っております。今、ご質問にございましたとおり、今年度は中学校3年生の女子生徒の皆さんを集団接種で実施させていただきました。基本的には来年度以降も同様の集団接種の形でやっていきたいというふうに思っております。この子宮頸がんワクチン接種事業を開始するにあたって、6月定例会でも我々の考えを申し上げさせていただいたところでございますが、町としては初回、中学校1年生から3年生までを当初接種対象としておりました。今でも変わっておりません。ただ、その後、国の方で助成事業ができました。これは、私どもの様な小さな自治体にとっては非常にありがたい制度です。このことから、その方法を若干変えまして、今、国の制度を待っている卒業してしまう現在の中学校3年生の女子を最優先で実施をしようということで、それは町の単独事

業で既に2回目まで接種が終わっております。残る3回目、これは3月の中頃になるかと思いますが、この時点については国の助成制度が使える見込みでございますので、その辺は遠慮なく2分の1の助成をいただいてまいりたいと思っております。残る今現在の1年生と2年生の女子についてですが、これについては新年度でいいますと2年生、3年生になります。冒頭申し上げました初回は全学年という基本方針は変わっておりません。来年から新しい1年生が入ってまいります。その3学年を全て対象にこのワクチン接種を行っていききたい。ただ、今年度と違うのは、その約半分が国、県を通して町村の方に入ってくるということですので、当初考えておりました予算で申しませば、簡単に言いませば半分で済むということになります。それぞれの人数の予定なんですが、いま大ざっぱに言いまして、正確な数字を持ち合わせてございませんが約1学年当たり100名というふうに見ております。ですから300人のお子さんにそれぞれ1万2600円が3回分となるとかなりの金額になるんですが、先ほど申し上げたとおり、その2分の1は国からの交付金を利用してやっていきたい。平成23年以降はどうなるかということになりますと、23年度で全て中学校1年生から3年生まで終了しますので、その次の年度、24年度から入ってくる場合は中学校1年に入学した時点でこの子宮頸がんのワクチンの予防対象としていくと。つまり、毎年毎年それ以降、新しく中学校に入られた女のお子さんは三春町の場合、子宮頸がんのワクチンの対象にさせていただくと。それで継続してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

14番渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 子宮頸がんの概略、大体理解いたしました。ヒブワクチンについて、大体1人当たりの単価とか、町ではどれ位予想しているのか。また、小児用肺炎球菌ワクチン、これは非常に高いと言われておりますが、どれ位の単価でどれ位の経費が掛かるのかを伺っておきたいなと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 単価についてお答えさせていただきます。国の方で助成制度を作った関係で既に基準単価が発表されております。参考までに申し上げます。子宮頸がん予防ワクチンについては1万5939円、ヒブワクチンにつきまして1回当たり8852円、小児用肺炎球菌ワクチンは1万1267円というふうに基準単価は決められてございます。全国的にはそれぞれの医師会によりまして若干の差はあろうかとは思いますが、概ねこの3種のワクチンについてはこの値段に収束していくのではないかとこのように考えております。それぞれのワクチンの接種回数がそれぞれの必要事業額というふうになってまいりますので、先ほど申し上げたとおり、その半分近くまでは国の助成を利用させていただくと。残るヒブと肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種方法が集団接種というのはかなり難しい実施方法になると思えますので、個別接種というふうになっていこうかと思えます。大きく違うのは1人ずつ医療機関で受けていただくようになりますので、医療機関によっては金額の差分、つまり自己負担分が増えるというふうなデメリットもございますが、それにつけても今までは全額自己負担でございましたので、そういう意味では大幅な改善が図られたのかなと。三春町においても残る2つのヒブ、あるいは肺炎球菌ワクチンについては個別接種が中心になっていく摂取というふうに想定して出来るだけ早期に、最悪でも新年度から対応してまいりたいな

というふうには今のところ事務を進めさせていただきます。

以上です。

○議長 第2の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 第2の質問を行います。

薬物乱用防止について伺ってまいります。今年6月から7月において「ダメ、ゼッタイ」を合言葉に県内各地域で薬物乱用防止を訴える該当キャンペーンが繰り広げられましたことは、マスコミ等でも報道されました。私は丁度、二本松市で参院の街説中でありましたが、短時間ではありましたが、懇談することが出来たわけでありましたが、話によりますと地域の薬物乱用防止指導員協議会の主催で中学生や高校生、薬物乱用防止指導員、保健所、市職員等多くの方々が「ダメ、ゼッタイ」のタスキを掛けメガホンで風船やティッシュ等の啓発グッズを配り、違法薬物の根絶を呼び掛けておりました。今年の上半期といたしますか警察庁のまとめによりますと2010年上半期1月から6月までの薬物事件の検挙人数は7227人と、前年の同期比較で270人に上がっています。もっとも検挙人数が多いのは20歳代の622人、54.1%になっております。過半数になります。20歳未満、87人、合わせますと7.6%も含めると全体の6割を超えております。依然として薬物や大麻使用の低年化に歯止めが掛からない状況であります。

その上で小学生、中学生、高校生等の薬物乱用防止の啓発活動状況について伺いたいと思います。

次に芸能人や若者の覚せい剤所持や大麻栽培事件等が後を絶ちません。地方自治体や関係団体の中には小中学校の段階から創意工夫を取り入れた薬物乱用防止教室を実施するところも出てきております。そういうふうなことから、この町内の全ての小中学校での薬物乱用防止教室等の実施状況についてお伺いいたします。なお、これは当然されていると思いますが、実施されていなければ是非実施の方向に向けていていただきたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 只今の質問にお答えいたします。

三春町では国や県の指導計画を受けまして、6月に今お話にありましたような「ダメ、ゼッタイ」普及活動。10月から11月にかけて「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」の期間中は、ポスター掲示などの広報活動のほか、県から委嘱された薬物乱用防止指導員による学校へのキャラバンカー訪問、薬物乱用防止教室開催と募金活動を実施しております。学校では早くから教育課程に位置づけて防止に関わる啓発活動を実践しております。例えば保健の授業では、小学校の5、6年では喫煙、飲酒、薬物乱用のそれぞれの害について、中学校では喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、または、喫煙、飲酒、薬物乱用のきっかけについて学んでおります。また、学級活動、道徳、総合的な学習の時間では、薬物の恐ろしさや健康の大切さについて指導しております。さらに保健室前の廊下等には薬物の乱用防止活動啓発のポスター等を掲示しております。

次に学校における薬物乱用防止教室の実施状況について申し上げます。町内全ての小学校では年1回5、6年生や保護者を対象に、また、中学校では全中学校で全生徒、教職員、学校によっては保護者も対象として年に1回から3回の教室を実施しております。講師は学校薬剤師、薬物防止指導員、警察署生活安全課の職員、養護教諭などが務めており、ビデオや

DVD等を使用するなどして効果的な薬物乱用防止教室が計画的に実施されております。ここに持参してまいりました冊子は、昨日町内の小学校6年生の保護者全員に国から配布された物でございます。タイトルは「薬物乱用はダメ、ゼッタイ」、サブタイトルは「子供たちを薬物乱用から守るために」。昨年度は中学生の保護者に配布した。今年度は小学6年生の保護者ということでございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

14番渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 残念なことに、昨日9日付けの新聞にですね、本籍三春町と書かれた青年が郡山市内で女子中学生を車に引き込み覚せい剤を注射した疑いで逮捕されたという報道がありました。正に薬物乱用については人事ではないと思うわけであります。我が町からは薬物乱用事件等は絶対ダメ、出さないという決意を伺って質問を終わります。

○議長 決意というかその事実も含めてそれでは、当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 決意表明ということでありますけれども、今教育長から詳しく説明がありましたけれども、やはり小学生中学生、子供の頃からのやはり教育学習、これがもっとも重要ではないかなと思いますけれども、こういう事件事故を起こしたくないというのは町民みんなの願いであろうと思います。町もその考えで進めたいと思います。

○議長 13番佐藤一八君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番（佐藤一八君） 先に通告しておきました事項について質問させていただきます。

1つ目。農業対策についてであります。今、農業者は全国的に年々高齢化が進み先行き耕作さへも危ぶまれています。今年は猛暑の影響もありましたが、我が地方においては天候にも恵まれ畑作や稲作等に大変良かったと思います。この1年を振り返ってみると地球環境の変化の影響なのか普段は山の中で生活するはずの熊や猿、猪等の動物までもが人家の近くまで出没し、農作物等の被害に遭われた地域もありました。そんな中で農家の皆さんは、農業に一生懸命願いを込めて秋の収穫期を心待ちにしたことは言うまでもありません。また、台風等も2、3回程度我が地方に上陸する予報はあったものの、それも避けられたことで安心いたしました。その反面、収穫期を迎え米の価格は下落傾向にあり、農業を営む我々は希望どころか失望さえも感じられます。先月の新聞記事によると今年の県内での作況指数は103でやや良で、全国からすると2位から3位の良い作況のようであります。また、県の発表によると米の価格下落は猛暑による品質低下の影響で22年産米産出額は前年に比べて230億円程度減少するとの試算をしたようであります。これを見ますと当然、我が町においても農家の収入面は大きな減収傾向にあると思います。私の記憶によると平成5年、平成10年、平成15年頃に冷害がありました。その当時、町としても特例措置があり、国保税等が減額された記憶があります。今年の場合は冷害と異なりますが、価格の下落による減収だけに農家への支援策はどうなのかについてお伺いします。

次に今年は戸別補償モデル対策がスタートされました。私は前回の定例会において質問いたしましたが、我が町での戸別補償参加申請者が少なかったと思われました。今では多少の変更があるかと思いますが、加入率は23%代、全農家の19.6%代の報告のことでした。今月には戸別補償の定額分について、既に支払いが始まり全般的に年内に支払われるようで

す。参加されなかった方々に対して、町ではどのような支援策をしていくのかについてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 お答えいたします。

戸別所得補償制度は、本年度より取り組むこととなった国の新たな農業政策であり、今後の国農政の根幹を成すものと位置づけられております。

米価下落の要因としては、これまでの余剰米在庫圧力によるもの、猛暑による本年産米の品質の低下、さらに戸別所得補償モデル対策導入等が影響していると考えられております。

今般の米価下落に際しては、農協系統組織には融資等について、更に行政においては所得補償交付金の支払を円滑に進めることで、稲作農家の支援となるよう福島県からも通知がされているところであります。そもそもコメ戸別所得補償モデル事業は、生産に際し恒常的に赤字とされる部分について、10a当たり1万5000円を固定払いとして交付されるほか、豊作等による米価下落の際の不足部分についても、変動部分として支払われる仕組みとなっております。米価下落については、この変動部分の早期かつ円滑な支払が急務であると考えております。その上で、例えば、生産者と消費者が三春町産米について、生産、流通、消費の各段階で連携が図られるような施策を検討し、三春町の水田農業が持続できるよう支援してまいりたいと思っております。

2点目について、コメ戸別所得補償制度の町内農家の加入申請率は、最終的に約24%でありました。このモデル対策のうち、10a当たり1万5000円の交付金を得ることが出来るコメ戸別所得補償モデル事業では、3年以内に調整水田や自己保全管理水田など不作付け地の解消を求められたことから、湿田が多い三春町の事情から、農家の復田意欲が刺激されることはなく、あきらめ感が強く、加入促進の足かせとなってしまったのではないかと考えられております。

また、水田での転作作物栽培に対し交付金を支払う水田利活用自給力向上事業においても同様の事情により、飼料作物や飼料米を中心とした加入者数は39戸に止まったところであります。併せて、申請の煩雑さ、書類の多さも、農家の皆さまから制度が敬遠された理由として挙げられるのではないかと思います。米価の下落を含め、このような経済状況において、多くの町内農家が、生産費と販売費との差額を補填すべき交付金を得る機会を失ったことは、大変残念に思っております。しかしながら、独自に販路を開拓するなど工夫を凝らし、交付金を得ずとも良しと判断した皆様も一方にはおられるようでもあります。

本年はコメの生産を通して戸別所得補償制度に理解を深めるモデル対策としての位置づけであり、三春町においては、今回、加入申請しなかった方々への何らかの補填等については、考えておりません。来年度からは、畑への土地利用型作物、小麦、大豆、そば等の作付が支払い対象となるほか、畑作物や水稻の作付けをとおり経営規模を拡大する農家への交付が盛り込まれ、戸別所得補償制度が本格的に実施されることとなります。

今後、三春町においては、適地適作を原則として、制度の詳細が明らかとなり次第、適切な時期に、わかりやすい制度の説明に努め、主食用以外に米粉としての活用や、飼料用米、ホールクroppサイレージなどの作付を推進し、畑においても作物の作付けをとおり、戸別所得補償制度を十分に活用し農業経営者の育成を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤一八君！

○13番(佐藤一八君) 私、先ほどかなりの減収ということでありましたが、町としてですね、今年の農家の減収額はどのくらい見込んでいるかというのは、まだ分からないと思います。そこでですね、私の提案ですが来年度、補助が出せないとすれば種もみとかね、あと農薬等に多少なりの助成金などを出してはいかがかなというふうに思っております。もし、その辺のご見解がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 来年度に向けての、そういった場合の町独自の支援策ということですが、以前にも冷害の年に種もみの助成とか農協の利子補給そういったものを実施してきておりますが、今回の場合はそういったケースと違って、所得補償制度に加入されなかったという農家の判断による要因が一つあります。それは、今後、畑作物の所得補償制度と合わせて推進を図っていくということが一つですし、そういったものがもろもろ、例えば販米農家、農協に出荷するのではなくて自分で縁故米なり販路を確保して、先ほど町長の答弁にありましたように、そういった努力をされて価格が下がらない、いまだに買い取り9500円とか1万円とかとありますけれども、1万4000円それなりでさばっている方も十分おられますし、そういった地産地消といいますか、三春の米は、三春で生産されたものは三春で消費していくと、生産者も消費者もうまくそういった全体の流れの中で利益が確保されるようなシステム作り、そういったものを前から申し上げているんですが、それを作り上げていきたいという考え方でございます。戸別の今までやってきた様な種もみの支援とかそういったものはさほど農家にとっても期待されるものではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○13番(佐藤一八君) 第2の質問をいたします。

いじめ対策についてであります。前日も私、一般質問でいじめについて質問をいたしました。また、最近、児童生徒のいじめによる子供たちが尊い命を絶つという悲しいことがテレビや新聞などで報じられております。最近、群馬県桐生市では小学生、千葉縣市川市と北海道中央区などで中学生がいじめが原因によるものであると学校側が認める事件がありました。また、先日、県内でも長男の同級生の児童を殴った疑いで母親や祖父が逮捕された。また、会津若松では中学生が傷害容疑で逮捕されたという事が新聞で報じられておりました。どこの学校にも多少の事は有りうると思っておりますが、これらの事件を踏まえ、我が町立学校等のいじめについてはどうなのかについてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 只今の質問にお答えいたします。

いじめは人間が人間の心を傷つけ、最悪の場合には命までも奪ってしまう、人間として絶対に許されないことであると思っております。しかし、子どもにとって夢をかなえる楽しい場所であるはずの学校において、残念ながらいじめは起こっています。いじめを根絶するため

には、学校、家庭を中心として断固とした姿勢で取り組まなければならないと考えます。

三春町教育委員会では、学校がいじめを把握した際にはその都度、学校から報告を受け、適切な助言を行っております。報告によりますと、いじめを学校が認知した件数は、中学生1件でございました。このいじめに関しては、学校と保護者が連携し、昨年中に解決しております。また、本年度につきましては、本人が申し出ていないものの教師がいじめと認識し、当事者を指導して解決に至らしめた中学校の件が1件報告を受けております。このように我が三春町の小中学校でも、いじめが原因の一つと思える痛ましい事件などを重く受け止めまして、いじめを未然に防止すること、いじめを早期に発見すること、そして早期に対応することにさらに力を入れております。つまり、児童生徒の学校生活の状況把握や他人を思いやる心の教育に力を入れて日々の教育活動を展開しておるところでございます。

どうぞご理解をいただければと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 8番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(陰山丈夫君) 議長の許しを得ましたので通告の2点についてお尋ねいたします。

第1に難病についてであります。昭和47年の難病対策要綱において難病は、1、原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、2として経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人を要する為に家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義されております。臨床調査研究分野においては130の疾患がありますが、特定医療助成制度の枠内に入っているのは56の疾患でございます。主治医の診断に基づき特定疾患患者と認定され、医療受給者証が交付されますと患者の生計中心者の所得によって、治療費の自己負担分を国と都道府県が公費を負担するという事になっているものであります。

次の3点についてお尋ねをしたいと思います。

1、町内の特定疾患の疾患別の罹患者数についてお尋ねをします。

2、公費負担区分の中のランク別患者数についてお尋ねをします。

3、特定疾患患者福祉手当なるものを支給している自治体がありますが、このことにつきまして町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 まず1点目の町内の特定疾患の疾患別罹患者数についてお答えさせていただきます。申請者ベースで先ほどの56疾病中32種類合計122名でございます。傷病別に見てまいりますと潰瘍性大腸炎とパーキンソン病関連疾患が、それぞれ18名と最も多く、以下、網膜色素変性症11名と続きますが、このほかにつきましては1つの特定疾患あたり10名未満となっております。

2つ目の公費負担区分の中のランク別患者数でございます。課税区分に応じましてAからGまでの7区分でございます。以下、自己負担限度額で申し上げますが、自己負担額無料であるA区分の方が30名、自己負担限度額4500円のB区分が20名、同じく6900円のC区分が2名、8500円のD区分が4名、1万1000円のE区分が14名、1万8700円のF区分が9名、2万3100円のG区分が27名でございます。この他、課税区分によらない重症患者認定で自己負担がゼロという方も16名いらっしゃいます。合計で122

名になってございます。

3点目の特定疾患患者福祉手当の支給についてでございますが、県内では2市、手当によらない見舞金で支給しているところは9市町程度あるものと思われま。いずれも月額換算で、800円から5000円程度支給されております。今のところ、三春町におきましては支給について具体的な計画はございませんが、今後の検討課題としていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番(陰山丈夫君) 罹患者数122名ですね。これにつきましては口頭で言われてもあれです。もし、できましたら一覧表か何かで後で頂きたいと思っております。

先ほどですね、3番の手当につきましてですね、検討したいというふうな考えであるということでもありますけれども、何処かの自治体がですね、こういう制度を取り入れますと時期の早い遅いはありますけれども追隨していく自治体が多くなって来ていますよね、いろんな制度の中ですね。ですから是非ですね、実施できるような方法で検討いただきたいと思っております。

それから、この患者さんたちがですね、認定を受けるまでには相当の運動を起こしてね、やっと認定してもらっているやつもいっぱいあるんですね、病名ね。ですから、そういう患者の苦勞をですね、そういったものをしっかりと考えていただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。こういうですね、特定疾患につきましては県内ですね、私ちょっと調べて見たところは約1万1000人ですね、なっておりますが、なかなか治療法が見つからないというものですので、出来ればこういったもの全てね、本来、国が全額負担ぐらいの覚悟を持ってね、やはり国民の健康を守るということが一番ではないのかなというふうに思います。それで、県内ですね、市町村長会とかですね、そういった組織があると思っておりますがそういったところですね、こういったものについてね、国にどういうふうにもね、要望して行けば患者がですね、苦痛を味あわない様な方法が取れるのか、そういう事まで取り組んで行っていただきたいなと私個人としては思っております。ですからその辺についても町長の考えなど伺いたいなというふうに思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 こういう難病については本来ね、国の責任においてしっかりと支援体制を組むというのが一番理想なんだと思います。ただ中々、国の方もそうは行かないので地方自治体がそれぞれの判断で取り組みをしているのかなとこんなふうに思いますけれども、なお、県の町村会、組織は有りますからね、そういうところでも議論はしてみたいと思っておりますけれども、それについてもまずは、町がどう判断するかというのが前提になるのかなとこんな思いをしているところでありますので、町としてもですね、検討してみたいと思っております。

○議長 工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 資料の件につきましては、後ほどご指示をいただきまして提供させていただきます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

○8番(陰山丈夫君) 2番目の公立学校の施設整備についてお伺いたします。過日、岩江中学校で緑化推進校研究発表会がありました。生徒達が学校林の整備活動を通して、自然の力について気付いたこと等についてユーモアを交えて発表会がありました。大変有意義な会議でありました。今年ほど気候変動の激しい年はなかったと思っております。子供達が自然と共生する実感を得られる環境づくりが望ましいのではないかというふうに思っております。

県内の公立学校でも既に取り組みが始まっています施設整備事業3点についてお尋ねをいたします。

1番としてグラウンドの芝生化についてですね。2番目に太陽光発電設備設置について。それから3番目、余裕、空き教室についての活用についてお尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 岩江中学校における緑化推進研究発表会につきましては、同窓会や地域の方々にご多大のお力添えをいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げたいと存じます。

さて、ご質問の1点目、学校グラウンドの芝生化についてお答えいたします。国では、地球規模の環境問題に対応するため、屋外環境整備事業という事業種目の中にグラウンドの芝生化を10数年前から補助メニューとして導入しております。また、県におきましても、今年度からモデル事業を立ち上げて、小学校2箇所を含む5施設を指定し、平成24年度までに15施設程度を支援することとしております。グラウンドの芝生化には、環境教育の生きた教材として活用できること、さらに強風時や降雨時における環境保全や運動する際の安全性などの多くのメリットがあると考えます。その反面、校庭は、多目的に利用することから、芝生化することにより、多目的な利用に制限を受けることや、雑草対策など管理面での大変さも懸念されるところであります。このため、当面、学校のグラウンドを芝生化する計画はありません。今後の検討課題ととらえておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、太陽光発電設備の設置についてであります。この件につきましては、新しい中学校の計画段階で、議会特別委員会でもご議論をいただいた経緯がございます。メーカー各社が研究開発にしのぎを削り、発電パネルの性能向上は、今後、相当の進歩が期待できると聞き及んでおります。従いまして、新中学校をはじめとする各学校等への、より効果的な導入時期を見極める必要があると考えております。

次に、3点目の余裕教室の活用についてお答えいたします。まず、町内の現状であります。町内小中学校11校中、余裕教室は、三春小、岩江小、三春中の3校に、合計15教室ありますが、どの学校でも学校の実態に応じ、子どもの学習を中心に創意工夫をして、利活用しております。例えば、小学校では発達段階に応じ、なかよしルーム、学習センター、学年の集会、体験学習、グループ活動、児童会室、まほらっ子教室などに使用しております。また、中学校においては、ラーニングルーム・生徒会議室、生徒会室など、子どもたちの学習の幅を広げ、発展的な学習の場として有意義に利活用しております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番(陰山丈夫君) グラウンドの芝生化につきましては、整備する計画はないということ

でありますけれども、10月の20日ですね、福島でグラウンドを芝生化にするシンポジウムがあったそうです。それには私、行きたかったのですが行けなかったんですね。町の方では行かれたのでしょうか。その点をお尋ねしてみたいと思います。

それから、芝生ですね、グラウンドのですね、強風時にですね、砂じんが舞い上がるということで住民からの苦情等もですね、あると思うんですね、そういったこともですね、芝生の効果によっては防げるのだと思います。それから、温暖化ですね。それでグラウンドでですね、芝生化するというのは全面を芝生化しなければならないというわけではないのですね。ですからその辺のところを各学校に合わせてですね、やはり必要な部分を検討なされてはいいかなというふうに思います。

それから、太陽光の発電につきましては、いま非常に寿命が長くなっているということでですね、いろいろ調べますと約20年は完全に持つということで各メーカーさんがですね、しのぎを削っているところですね。補償などもですね、今だと10年は補償しますというようなことになっているようであります。こういった物を通しましてですね、やはり環境について子供たちがごく自然に学べる施設作りですね、そういった物も必要なのではないのかなというふうに思いますので、2点ですかその点をお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 最質問にお答え申し上げます。

まず1点目の芝生化に対する福島でシンポジウムが行われたということで、新聞で拝見いたしました。おそらく日本サッカー協会と県がタイアップしてお開きになったものだというふう承知しておりますが、町として出席はしませんでした。

それから、先ほども申しあげましたけれども芝生化に対する砂ほこりというのですか、そういったものも有効であるということは承知しておりますけれども、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、太陽光発電につきましてもこれまでご議論いただきましたが、先ほどお答えしましたとおり、導入する時期を見極めながら環境教育に役立ていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたのでこれをもって散会といたします。傍聴者の皆様方を含め大変ご苦勞様でございました。

(午後2時42分)

平成22年12月15日（水曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
7番 三瓶 正栄	8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿
10番 渡辺 渡	11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫
13番 佐藤 一人	14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男
16番 本多 一安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長兼 建設課長事務取扱	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤浩 之	産業課長	新野 徳秋
会計管理者兼 会計室長	吉田 功	企業局長	橋本 良孝

教育委員会委員長	武地 優子	教育 長	橋本 弘
教育次長兼教育課 長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年12月15日（水曜日） 午後2時5分開会

- 日程第 1 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査
- 第 2 付託議案の委員長報告
- 第 3 議案の審議

議案第74号 三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 75 号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 76 号 平成 22 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 77 号 平成 22 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 78 号 平成 22 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 79 号 平成 22 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について
 （追加）
 議案第 80 号 TPP の参加に反対する意見書の提出について
 議案第 81 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について
 議案第 82 号 TPP 交渉参加反対に関する意見書の提出について
 議案第 83 号 福島県庁を県中地域への移転を求める意見書の提出について

閉 会

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 5 分）

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 それでは大変ご苦勞様でございます。ただいまより本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査 ・……………

○議長 日程第 1 により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が 12 月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

審査については、12 月 13 日、14 日の両日、第 4 委員会室において開会いたしました。陳情事件第 8 号、TPP の参加に反対する陳情。

陳情者、郡山市大槻町字六角北 19-14、郡山地方農民連 会長 宗像孝。

本陳情は、政府関係機関に対し「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）交渉に参加しないよう意見書の提出を求めるものです。

慎重に審査の結果、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情事件第 10 号、TPP 交渉参加反対に関する陳情。

陳情者、田村市船引町船引字南町通 160 番地、たむら農業協同組合 代表理事組合長 安藤善凱。

本陳情は、政府関係機関に対し「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）交渉に参加しないよう意見書の提出を求めるものです。

慎重に審査の結果、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 12月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた陳情事件について、その審査と結果を報告いたします。

審査については、12月13日、14日に第3委員会室において開会いたしました。

陳情事件第9号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。

陳情者、福島市五月町2-5、福島県医療労働組合連合会 執行委員長 斎藤富春。

本陳情は、医療現場の深刻な労働条件を改善し、安心・安全な医療と介護の実現のため、看護職員等夜勤体制を改善し、医師・看護師・介護職員の大幅な増員のための医療社会保障予算を確保することを、政府関係当局への提出を要請されたものであります。

医療現場の長時間、過密労働など看護職員等の労働環境は過酷であり、離職者も多く全国各地で医師や看護師の不足が深刻となっています。医療・介護の安全・安心は保障されなければならない、医療・社会保障予算の充実を図ることは、国の重要な責務であります。

本陳情については慎重審査の結果、陳情項目の1及び2を採択すべきものと決しました。

陳情事件第11号、学校法人三春学園三春幼稚園、光の子保育園に対する運営費補助金のお願い。

陳情者、学校法人三春学園三春幼稚園 園長 佐々木威、三春幼稚園父母の会 会長 鈴木英雄、玲子、光の子保育園会長 坪井大祐、久美子、三春幼稚園同窓会 会長 横山昭治、三春幼稚園を育てる会 会長 影山芳郎。

少子化が進み、幼児の数が著しく減少しているため、幼稚園・保育所の運営は厳しい状況にあるが、一方では、次世代を担う幼児たちが、心身とも健やかに成長できるよう、幼児教育環境の充実が一層求められています。

このようなことから、幼児教育への支援は重要であり、三春幼稚園に対する運営費補助金は継続すべきであるという意見で一致し、本陳情については、これを採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月9日、13日及び15日の3日間にわたり、現地調査を含め、第

1 委員会室において開会いたしました。

議案第76号、平成22年度三春町一般会計補正予算（第3号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第3号）全般について、詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、国庫委託金、県委託金、財政調整基金繰入金、雑入等の補正で、歳出については、職員の人件費等の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 12月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

本委員会は12月9日に日程設定を行い、12月13日、14日、15日の3日間に渡り、現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第76号、平成22年度三春町一般会計補正予算（第3号）について。

産業課長、建設課長代理の出席を求め、補正予算（第3号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、県支出金、寄附金、諸収入の補正で、歳出については、農林水産業費、商工費、土木費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号、平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について。

企業局長の出席を求め、補正予算（第1号）について詳細な説明を受けました。収益的支出の総係費の補正と、河川改修に伴う埋設管移設のため、資本的収入と資本的支出の補正を行うものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 12月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月9日に日程設定を行い、12月13日に第3委員会室において開会いたしました。

議案第74号、三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について。

教育長、教育次長兼教育課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。学校給食法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

教育長、教育次長兼教育課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。保育所保育の実施基準に子育て支援の観点を加えるとともに、関係する条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成22年度三春町一般会計補正予算（第3号）について。

教育長、教育次長兼教育課長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。歳入においては、民生費国庫支出金、県支出金、民生費雑入の追加であります。歳出においては、民生費の社会福祉費、衛

生費の保健衛生費及び教育費の社会教育費の追加と、民生費の児童福祉費、衛生費の清掃費、教育費の教育総務費及び保健体育費の減額であります。これらについて、慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第2号全般について詳細な説明を受けました。歳入は一般会計繰入金の追加、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の追加であり、歳入歳出それぞれに59万3千円を追加し、予算総額を1億5千634万1千円とするものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号、平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第2号全般について詳細な説明を受けました。歳入は一般会計繰入金の追加で、歳出は総務管理費、介護認定審査会費、介護サービス諸費、介護予防サービス諸費の追加と予備費の減額であり、歳入歳出にそれぞれ81万7千円を追加し、予算総額を12億8千776万5千円とするものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第74号「三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号「平成22年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

○10番(渡辺渡君) 議長!

○議長 10番!

○10番(渡辺渡君) 質問をいたします。予算の議会の議決というのは、議会から執行側に対して予算の執行命令を出したに等しいと私は考えております。この中で補正予算3.2.4.15についてお伺いをいたします。これ、補正予算で第2保育所の所庭の改修が全額、減額補正になった経緯についてご説明をいただきたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長!

○教育課長 お答え申し上げます。本予算843千円の減でございますけれども、当初の計画におきましては、所庭と申しますのは駐車場がありましてその奥の部分でございます。これらの舗装を撤去しまして、土にするというような工事内容で予算要求をしたものでございます。それで、町営のテニスコートの改修工事がございましたので、その際、ああいったテニスコートには飛散性のないアスベストが含まれているという事で、ここもダム工事事務所時代にですね、テニスコートとして使われていたところでありますことから、コア抜き調査を実施いたしました。幸いながら、アスベストは含まれてございませんでしたけれども、コア抜きの結果、舗装厚が20cmということで、当初予定の倍になった次第でございます。調査不足の点がありまして、この点につきましては担当課として議会にお詫び申し上げます。また、その後いろいろ工法を検討させていただきましたが、中々、適当な工法がないということで、この時期に冬場ですね、こういった土工事あるいはコンクリート工事の撤去工事をやるのはいかかなものかということを考えまして、来年度当初予算に計上するよう要求をしたところでございます。

以上でございます。

○議長 10番!

○10番(渡辺渡君) アスベスト問題なしというのは良かったなど。冒頭、調査不足だったと。極めて我々からすれば遺憾なことなんですね。我々は全て調査済みの上に予算積算をして議会に上程されるものと思って審査している訳ですので、これが調査不足だったと言われるのがっかりするしかない。それから、工法を検討したがうんぬん、冬の工事はうんぬんと言う話ですが、冬の工事というのは、土工事というのは町の中でどこでもやっているでしょう。それは理由に当たらない。であれば、この補正予算の調整期間を考えれば、3月末まで年度末までは4ヶ月はあったと思うですよ、最低でも。そして、アスベストうんぬんの問題が発生したのが分かった時点から考えれば、相当の期間があったと。であれば、町の都合で予算執行するのではなくて、これはあくまでも子供たちの環境づくりのために始まった仕事だと思えるですよ。であれば、それを一番に優先して、やっぱり増額補正をするなりしたって年度内に終わらせる。それをなぜ考えなかったのか。そこがはなはだ残念であるし、

疑問なんですね。この点について、来年度の予算でやりたいということで、そういう意気込みはあるのでしょうかけれども、出来れば当初に予算組んだ以上は、出来ればですよ、今年度中にやるのが当り前の話。その点について、執行側の考え方が、どういう考えで減額にしまったのか。増額にしようとする考え方はなかったのかということをお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 只今、お質しありましたように、いろいろ考えてはみたんですけども、こういう結論になった次第でございます。今後、気を付けたいと思いますのでご了承を頂戴したいと思います。

○議長 質疑ございますか。他にございませんか。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号「平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出及び資本的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、8番陰山丈夫君外2名より、議案第80号「T P Pの参加に反対する意見書の提出について」、12番小林鶴夫君外2名より、議案第81号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について」、3番渡辺泰譽君外2名より、議案第82号「T P P交渉参加反対に関する意見書の提出について」、5番儀同公治君外2名より、議案第83号「福島県庁を県中地域への移転を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第83号の4議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配布)

○議長 議案第80号、「T P Pの参加に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番陰山丈夫君！

○8番(陰山丈夫君) 議案第80号、「T P Pの参加に反対する意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、T P Pの参加に反対する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成22年12月15日提出

提出者、三春町議会議員 陰山丈夫。

賛成者、三春町議会議員 影山初吉。

賛成者、三春町議会議員 三瓶正栄。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成22年12月15日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第81号、「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 議案第81号、「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成22年12月15日提出

提出者、三春町議会議員 小林鶴夫。

賛成者、三春町議会議員 佐藤 弘。

賛成者、三春町議会議員 佐久間正俊。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成22年12月15日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第82号、「TPP交渉参加反対に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番渡辺泰譽君！

○3番(渡辺泰譽君) 議案第82号、「TPP交渉参加反対に関する意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、TPP交渉参加反対に関する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成22年12月15日提出

提出者、三春町議会議員 渡辺泰譽。

賛成者、三春町議会議員 佐藤一八。

賛成者、三春町議会議員 日下部三枝。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成22年12月15日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第83号、「福島県庁を県中地域への移転を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番儀同公治君！

○5番(儀同公治君) 議案第83号、「福島県庁を県中地域への移転を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県庁を県中地域への移転を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成22年12月15日提出

提出者、三春町議会議員 儀同公治。

賛成者、三春町議会議員 上石直寿。

賛成者、三春町議会議員 渡邊勝雄。

意見書の朗読を持って提案理由の説明に代えさせていただきます。

福島県庁を県中地域への移転を求める意見書。

福島県は明治9年8月21日、若松県、福島県、磐前県がひとつになって誕生し、福島県の要の県庁は、同年明治政府により現在の福島市に建設されました。

しかし、県庁がなぜ福島県の北端の県北地方に建設されたのか理由に苦しむところであり、やはり県庁は県の中心である県中地域に置くべきであると考えます。

県中地域は、道路においても東北自動車道や太平洋と日本海を結ぶ磐越道、鉄道においては磐越東・西線、水郡線の始発駅であるなど、まさに交通の要所に位置しており、さらに、福島空港までは近く、東京まで新幹線で1時間の便利な地域であります。

福島県は岩手県について面積が広い県ですが、過去に県庁が北の端に設置されたことで県民の不便や不満が持ち上がり、安積地方に移す運動が起こり明治18年の福島県議会において賛成多数で県中地域への移転が議決され政府に上申しましたが却下されてしまい現在に至っております。

福島県庁舎の耐震問題が議論されている今こそ原点に立ち返り、県庁を県中地域に移転し、県民の安全・安心と利便性の向上を図るとともに、地の利を活かし政治と経済が一体となり発展する福島県を確立することにより、日本における福島県の役割を大きく飛躍させることができるものと確信いたします。

そこで、県に対して以下の施策を求めるものであります。

1 福島県庁を県中地域に移転すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成22年12月15日 提出先 福島県議会議長 佐藤憲保殿。

福島県田村郡三春町議会議長 本多一安。

慎重審査の上、可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 12月定例会、精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案可決をしていただきまして誠にありがとうございます。定例会が閉会いたしますとあと半月で新年を迎えるわけですが、どうか議員の皆さん方、健康に留意の上、良い年を迎えられますようにご祈念を申し上げて挨拶いたします。有難うございました。

……………閉会宣言……………

○議長 それではこれもちまして平成22年三春町議会12月定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午後2時50分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年12月15日

福島県田村郡三春町議会

議長 本多 一 安

署名議員 渡 邊 勝 雄

署名議員 柳 沼 一 男

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第74号	三春町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第75号	三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第76号	平成22年度三春町一般会計補正予算(第3号)について	全員	原案可決
議案第77号	平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第78号	平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第79号	平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
議案第80号	T P Pの参加に反対する意見書の提出について	全員	原案可決
議案第81号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について	全員	原案可決
議案第82号	T P P交渉参加反対に関する意見書の提出について	全員	原案可決
議案第83号	福島県庁を県中地域への移転を求める意見書の提出について	全員	原案可決